

<論 説>

## 民主体制定着期の韓国における政治と市民社会(3)

### Politics and Civil Society in the Consolidation of Democracy in South Korea (3)

清 水 敏 行

#### 第3章 政治と市民運動の融合局面

##### 第2節 共同事業

##### 3. 共同事業と市民運動

本章は政治と市民運動の融合局面を対象としており、融合について市民団体の「人」「団体」「運動」のそれぞれの視点から順次、論じることになっている。第1節では、市民団体の「人」を対象にして、政府による市民団体指導層の抱き込み（co-optation）を検討した。前号の本節1及び2では「団体」を対象にして、金大中・盧武鉉両政権と市民運動との関係を中心にして市民社会の諸団体の分類とその特徴づけを行ったところである。その際に、2000年と04年の二つの落選運動に注目し、市民団体が政権との距離をどのように設定しようとしたのか、またその間隔がどのように変化したのかについて論じた。

このように「団体」の分類とその特徴を明らかにするため、前号では、融合局面の共同事業と言える「運動」を取り上げ論じた。だがそれは共同事業を正面から論じるものではなく、政府と市民団体の間にある政治的な距離とその変化を測ることに論点があり、具体的には落選名簿という一つの結果に焦点を絞り込んだ比較・検討にとどまるものであった。

それゆえ本号では、共同事業を正面から取り上げ検討したい。共同事業に至る過程における市民社会内の動き、また政党や政府の意図や行動について、できる限り具体的に検討する。共同事業の「共同性」は明らかなる場合もあれば、明らかではない場合もあり、前者の場合は検討が比較的容易であるが、特に後者の場合は目に見えにくい部分が多く「共同性」について誹謗中傷、反論が飛び交う敏感なところでもある。当然のこととして、本稿は客観的に論じるよう努めるが、資料の制約上、不十分な面も残らざるをえないことを断っておく。

そこで共同事業の事例として、以下の三つを取り上げることにする。第一に、共同事業の初期の事例として、国政選挙（大統領選挙、国会議員選挙）における在野運動圏、市民運動の指導者による野党政治家との提携の試みについて取り上げる。1987年6月の民主化以降、市民社会内の団体、活動家たちは、それまで自分たちとは異質なものと見ていた「制度圏政治」（「制度政治圏」とも言われる）に対して積極的な関係を作ろうと様々な試みを繰り広げた。その中には、国政選挙に向けて野党との提携関係を作ろうとする場合もあれば、新党を一緒に作ろうとする場合もあった。ここでは、このような国政選挙に向けた提携の試みを取り上げ、その中に共同事業の面を見出すことにする。

このような積極的な政治への関与について、在野運動圏と市民運動を切り離して異なるものと考えすることはしない。政治と市民社会の相互作用を円滑に促進する両者の接触部分がどのように形成されてきたのかを明らかにするためには、在野運動圏と市民運動を一つに括り論じることが必要である。また指導者・活動家たちの政治的関与を個人的な野心の結果として一面的に裁断することはせずに、民主化以降における市民社会内の運動的な部分、あるいは活動的な人々からなる「層」の政治的関与の試みとしてとらえることによって、より構造的にとらえることにしたい。このような「層」の形成と存在は、政府・政党と市民団体による共同事業がなぜ可能になるのか、その理由を明らかにすることにもつながる。この点にこそ、韓国の市民運動の独自性を解き明かす一つの鍵が

あると考える。

共同事業の二つ目の事例としては、1998年に金大中政権が企てた第二の建国運動を取り上げる。第二の建国運動は、金大中政権の改革に向けた支持基盤の拡大のために国民運動を展開しようとしたものである。その中で、官辺団体とともに市民団体もまた主要な担い手として期待された。これは政府による市民団体の組織化という面を含むものであり、市民団体にとっては容易には受け入れられるものではなかった。その結果、第二の建国運動は竜頭蛇尾に終わったが、金大中大統領が市民運動の組織化、動員に関心がなかったのではなく、極めて政治的な次元において関心をもっていたことを確認する適切な事例となる。

三番目は、市民団体による政治改革の取り組みである落選運動である。落選運動が共同事業であることの理由は、国政選挙という権力闘争の局面において、市民団体が金大中大統領と盧武鉉大統領の与党に比較的に有利に作用する政治的な運動を行ったことにある<sup>(1)</sup>。党派的な有利・不利は2000年総選挙の落選運動では慎重さをもって一定程度自制されていたが、2004年総選挙ではそのような自制も著しく弱まっていた。落薦運動を共同事業として見るとしても、2000年と04年では、このような違いがあることは既に論じたところである。

共同事業は、政府・政党における権力と市民運動における参加という二つの要素が相互作用する中で現れる協力関係であるために、相互の働きかけを押しさえその特徴を明らかにすることが望ましい。前号では落選運動が政権との関係を、どのように設定しようとしたのかについて論じていることから、極力重複を避け、本号では市民運動に対する金大中政権の対応を中心に論じることとする。当然のことであるが、その対応を描写することは難しいが、第二の建国運動に見られた市民団体に対する積極的な接近も含め、金大中政権と市民運動の相互関係を理解すべきであると考えられる。

以上で述べたように、共同事業の事例として国政選挙の提携、第二の建国運動、落選運動に対して順次検討に加えた上で、その次に、改革的

争点における金大中政権の政策過程を取り上げることにしたい。改革的争点としては社会保障分野をとりあげ、社会保障改革をめぐる政府の政策過程について検討する。

なぜ政策過程を取り上げるのか。金大中政権では社会保障改革をめぐる政策過程内で市民団体関係者の参加（あるいは抱き込み）が見られるようになった。そこで社会保障改革の争点化と政策過程がどのような政治力学のもとでなされたのかを論じることとする。それによって政策過程における市民団体の位相を明らかにし、政策過程の中での「共同事業」の限界性を浮き上がらせることができるのではないかと考えるからである。このことはまた、韓国における市民団体の政策代案活動の特徴を理解することにもつながるものとする。

#### (1) 国政選挙での野党政治家との提携

ここでは、1987年6月の民主化直後から始まる在野運動圏の野党との提携の試み、さらには1996年の総選挙に向けて市民運動家と野党政治家との提携と新党結成の中に、共同事業を見出すことにする。その際に、在野運動圏と市民運動を一つに括り、政治と市民社会の相互作用の観点から捉えることにする。そのような観点に立ち、市民社会内の市民運動・民衆運動を担う指導者による制度圏政治への関与が回復されてきたことと、それに伴い共同事業の基盤となる人的ネットワーク、若しくは一定の「層」が形成されるようになってきたことも描くことにする。

それでは権威主義体制のもとで民主化運動を実行部隊として担った在野運動圏から見ることにする。1987年6月の民主化抗争に至るまで、野党と在野運動圏は、民主化運動の進め方をめぐり葛藤もあったが、反独裁・民主憲法争取（直選制改憲）という一点で、まとまってきたと言える。だが1987年6月以降は、民主化の成果である大統領選挙に誰が立候補すべきなのかをめぐり野党内部が分裂し対立すると、それに引きずられて在野運動圏も三つ巴の分裂状況を呈するようになった。表18に見られるように、金大中支持派、野圏候補単一化要求派（金泳三支持者を含

む)、在野運動圏独自候補擁立派の三つに分裂したのである。

野党・在野運動圏の分裂が原因で大統領選挙(1987年12月)では政権交代は実現しなかったが、国会議員選挙(1988年4月)では「与小野大」国会、すなわち野党3党の議席総数が過半数を占めることとなった。民主化後の重要な国政選挙の結果が国民によって受け入れられ、選挙が制度的に成功を収めたことから、在野運動圏の非合法的な反政府デモや焚身自殺までも辞さない過激な行動が持つ意義が急速に失われ始め、制度

表 18 1987年大統領選挙における在野運動圏の対応

	金大中先生単一候補汎国民推進委員会	軍政終息単一化争取国民協議会	民衆代表大統領候補全国推戴委員会
主要構成員	民統連中心、全大協(民民闘とは別団体)	学界、法曹界中心、民統連の一部、ソウル大学生会	民民闘系列大学生、文化運動家の一部、仁川地域の労働運動家の一部
指導級の人士	咸錫憲、文益煥、洪南淳、趙容述、安炳茂、李敦明、李康勲、金知吉、李兌栄、趙南基、姜希南、朴世径(以上、顧問)、文東煥、李愚貞、成來運、朴英淑、朴容吉、李小仙、金炳傑、琴栄均、李文永、韓勝憲(以上、常任共同委員長)	姜昔洙、金廷漢、金觀錫、朴燦鍾、趙舜衡、金晋均、芮春浩、兪仁浩、李効再、金奎東、林在慶、鄭錫庚、徐敬元(以上、共同代表)、洪性宇(実行委員長)	李愛珠(委員長)、金度淵、宋雲鶴、金勇基
論理	軍部独裁清算、光州事態真相究明、民衆民族経済実現、民族統一のためには、 ・軍部独裁の最大の被害者 ・光州事態の被害当事者 ・大衆経済論の提唱者 ・3段階統一論の提唱者である金大中氏が汎民主勢力の単一候補にもっとも適合	軍部独裁の合法的な再執権を防ぐためには特定候補に対する選好ではなく金泳三・金大中の両氏に対する継続的な候補単一化圧力が必要	金泳三・金大中の両氏が単一化に失敗、選挙革命を難しくさせたために、民衆勢力は、今度の選挙を通じて自分たちの要求を広く宣伝し政治的力量を結集させるために民衆候補を推戴

(注) 全大協と民民闘は学生運動の組織であるが、反米民族主義的な主張と国内の階級矛盾ゆえの革命的な主張のうち、全大協は前者を、民民闘は後者を、より重視するという路線的な違いがある。

(出典)「東亜日報」1987年11月26日。

圏政治と在野運動圏の間に引かれていた境界線は、色褪せるとともに曖昧なものになった。

この境界線は、権威主義体制の内側に取り込まれ汚れてしまった制度圏野党とは異なり、権威主義体制と厳しく向き合い純粋性を維持している勢力として在野運動圏があるという意識やイメージによって作り出されてきたものである。この境界線が色褪せ曖昧なものになり、そのことと相まって、在野運動圏の指導者・活動家を中心に野党、さらには金泳三政権以降の政府与党に抱き込まれる事例が繰り返され、在野の中から政党を結成し独自の「政治勢力化」を試みる事例までもが現れるようになった。このように抱き込みが頻繁に起き、制度圏内を目指す政党までも結成されるのであれば、両者を峻別していると思われていた境界線はますますもって曖昧なものとなる。当時、在野運動圏の活動家たちの間で、制度圏と一線を引く「在野」というネガティブな言葉が使われなくなり、「民衆陣営」「進歩陣営」というポジティブな言葉が使われるようになったのは当然の成り行きであった<sup>(2)</sup>。

選挙を目前に、単なる支持表明以上の連携が、在野団体と野党との間に何ほどか認められるならば、これまで論じてきた共同事業の事例に加えることができよう。たとえば、1987年12月の大統領選挙の前に、民主化運動を担ってきた在野団体の民統連は金大中に対して、彼の「相対的進歩性」を理由に「支持活動を積極的に展開する」と明らかにしている<sup>(3)</sup>。この支持表明は、時期的には金泳三と金大中が各々、大統領選挙への立候補を公式表明する時期になされたものである。金大中にとっては、金泳三とともに作った統一民主党を離脱して立候補せざるを得ないという負担があっただけに、金大中は民統連の支持表明にタイミングを合わせて立候補を表明しようとしていた。「民統連などの在野団体の候補推戴決議は金顧問 [金大中のこと] が、いかなる選択をするのであれ、その名分と体裁を補強してくれるであろう」<sup>(4)</sup>からである。民統連を始めとする在野諸団体の支持表明は、金大中にとって野圏候補単一化決裂、さらには野圏分裂の非難をかわす論拠を提供してくれるものであった。この

点で、民統連を中心とする在野団体の支持表明は、金大中の立候補の地ならしに、意図的にせよ結果的にせよ貢献したという点で、単なる支持表明以上の政治的意味をもっていたと言える。

大統領選挙を前にしての民統連など、在野団体や活動家の支持表明は、在野運動圏が制度圏政治に積極的に関与する始まりであった。このとき金大中を野圏単一候補として擁護し支持を表明した在野諸団体の中には、1990年代に入り「市民団体」と称されるようになる韓国女性団体連合(1987年2月結成、資料9参照)とその加盟団体である韓国女性の電話連合(1983年6月結成、資料8参照)、韓国女性民友会(1987年9月結成、資料9参照)もまた含まれていた<sup>(5)</sup>。このように在野運動圏と市民運動を遡るのであれば、人的にも組織的にも「同根」の部分があり、この時点において既に国政選挙への積極的な関与を経験していたのである。したがって2000年の落選運動は、この時点に始まる民衆運動・市民運動による多様な政治的関与の中の一つの現れ方であったと見ることも可能である。

1992年の総選挙と大統領選挙に進む前に、このような在野運動圏と市民団体の同根性についてももう少し見ておくことにしたい。既に前号で経実連グループ、参与連帯グループ、民衆運動グループのそれぞれの異なる特徴と相互関係について論じたところである。合法性指向や左翼的民主主義・反米民族主義のそれぞれの強弱を基準とした線分上で、経実連グループと民衆運動グループを両極として参与連帯グループはその中間に位置しており、経実連グループと民衆運動グループの団体には活動面での重複がほとんどない。しかしこのような異なりは在野運動圏と市民運動のすべてを説明するものではない。たとえば、先ほど取り上げた在野団体の韓国女性団体連合は参与連帯グループに含まれているが、その加盟団体の中には、韓国女性の電話連合のように経実連グループに含まれるものもある<sup>(6)</sup>。このように三つのグルーピングでは把握できない重複もあり、同根と分岐という変化について見ておくことが必要である。これによって在野運動圏と市民運動を一つに括ることも決して強引では

ないことが明らかになる。

韓国女性団体連合は1987年2月の設立当時の会則では、その目的を「女性運動勢力間の組織的連帯を成し遂げ、社会の民主化と自主化、女性解放を争取することを目的とする」としていたが、現在の会則では表現がやわらかくなり「女性運動団体間の協力と交流を図り、男女平等、女性福祉、民主、統一社会の実現を目的とする」としている<sup>(7)</sup>。これでは違いが明瞭ではない。発足時の「創立宣言文」を見るならば、「外国資本と市場に全的に依存した経済政策は日に日に増えてゆく外債の負担と経済剰余の海外流出によって国民経済を隷属させ…」「大衆的な実践活動は、女性一般の問題であるだけでなく、民衆の生存権確保と民主化達成のため闘争を重点的に行わなければならない」とするように「民衆」論的視点をもって資本主義経済に批判的な主張を掲げており、民主化以前の独裁政権期のものとは言え、民衆運動的な指向性を多少なりとも有していたことがわかる。

韓国女性団体連合はその結成とともに反独裁の民主化運動に加わり、盧泰愚政権の発足後には、在野運動圏の結集体である全民連（正式名称は全国民族民主運動連合）が1989年1月に結成されると加入している<sup>(8)</sup>。その後、1992年の総選挙と大統領選挙に対応するために、弱体化した全民連に代わり結成された全国連合（正式名称は民主主義民族統一全国連合）には加入するには至らず、事案ごとに連帯活動をするにとどめている。他方、韓国女性団体連合は1994年9月に経実連主導で結成された市民協（正式名称は韓国市民団体協議会）に加入することはなく、会員団体の個別加入のみを認め、在野運動圏に対して批判的な経実連が主導する市民協に対しては距離をおいている。

民主化によって政治的環境も大きく変わり、在野運動圏の存在感が薄れる中で、金大中とともに民主化運動を率いた金泳三の政権発足（1993年2月）によって在野運動圏の存立基盤はますます狭まった。

このような変化を背景に、在野運動圏の中から、急進的なイデオロギー性を帯びた民衆運動的性格を脱色させ、合法的で政策代案を提示する穏



健な市民運動に転じる団体が現れるようになった。その中の一つが、この韓国女性団体連合であった。また韓国女性団体連合とともに2000年の落選運動を積極的に主導した環境運動連合(資料8参照)も、このような方向転換をした団体である<sup>(9)</sup>。その前身である公害追放運動連合のもつ反米的な民衆運動の主張をすっかり削り落とし、1993年4月に結成された環境運動連合は明確に「市民運動を繰り広げて行こう」と「創立宣言文」で明瞭に述べている。環境運動連合の初代事務総長であった崔冽は環境運動のリーダーである一方、1970年代の学生運動で繰り返し投獄された経験をもち、1987年の大統領選挙では金大中に批判的な民衆勢力の独自候補(白基玩)の選対事務総長をしたほどの在野運動圏の活動家である<sup>(10)</sup>。その彼が率いる環境運動連合は、在野運動圏に批判的な経実連主導の市民協に加わった。

このように市民運動の中には在野運動圏から派生したという同根的な面がある一方で<sup>(11)</sup>、反米的な民族主義と左翼的な社会変革を指向する在野運動圏に対して距離を置き「市民運動」の独自性を強調しようとする面もあったと言える。すなわち同根と分岐である。もう一つ確認しておくべき点は、1987年の大統領選挙では在野運動圏の一員として、候補擁立や選挙運動にかかわった「市民運動家」「市民団体」もあったということである。その後、急速に注目を浴び始めた市民運動は在野運動圏との差別化を積極的にはかかったとは言え、市民運動の中には在野運動圏のこのような政治進出の経験が流れ込んでいる。

それでは1992年の総選挙と大統領選挙に向けた在野運動圏の政治的関与について見ることにしたい。既に1987年12月の大統領選挙で在野運動圏は分裂し、続く盧泰愚政権では政府と制度圏野党が主導する政局展開に対して在野運動圏は対抗する力をもちえなっていた<sup>(12)</sup>。在野運動圏の衰退が指摘される中で、在野団体の活動家たちは、どのように政治に関与しようとしたのであろうか。

1987年と92年の大統領選挙の大きな違いは、1987年には金泳三と金大中が野圏単一候補を競ったことに対して、1992年には90年1月の与

野党の三党統合によって誕生した政府与党の民自党が存在し、金泳三は盧泰愚大統領の事実上の後継者として民自党から立候補したことから、民主化運動を率いた野党候補は金大中一人しかいなかったことである。1992年の大統領選挙には現代財閥の総帥鄭周永が立候補しているが、民主化運動とは何ら関係ない人物であるため、在野運動圏と野党との相互関係について検討する、この場では取り上げる必要はない<sup>(13)</sup>。金泳三が野党から去り、民主化運動を率いた野党候補者が結果的に金大中一人となったために、1992年の大統領選挙では在野運動圏が再び深刻な内部分裂に陥らないで済んだということは否めない。

そうは言っても、1987年の大統領選挙の終了後から1992年3月の総選挙に至るまでの間に規模は大きくはないが、1988年と92年の二つの総選挙への対応をめぐる在野運動圏の分裂が繰り返されていた。そこで、まず1992年の総選挙をめぐる在野運動圏の対応について論じ、その次に同年12月の大統領選挙への対応を見ることにしたい。

複雑な離合集散のために不正確な記述になる恐れもなくはないが、1992年の総選挙に向けての在野運動圏の政治的関与は、表18であげられた三つのグループが維持されたと言える。民衆勢力の独自政党結成を指向する者たち、野党の統合とともに在野運動圏が連合し新党を結成することを指向する者たち、金大中を支持する者たちも含みつつ上記の二つの「政治勢力化」(新党結成)には批判的な者たちに分けることができる。このような三つのグループに分かれて行くのであるが、金泳三が三党統合で民自党に合流するという政局の転換があったために、結局は三番目の金大中と連携する者たちが在野団体の中で多勢を占め、残りの二つのグループは少数派となった<sup>(14)</sup>。

1987年の大統領選挙で分裂した在野運動圏が再結集した全民連もまた政府の弾圧と内部分裂によって勢力が著しく弱まっていた。そこで在野運動圏は1992年の総選挙と大統領選挙に向けて連帯組織を再編することとなった。それが1991年11月結成の全国連合である。全国連合は「87年以後の飛躍的に発展した基層大衆組織の連帯と政治的進出を強化

し、92年～93年の権力再編期を統一・団結した姿で対応するために全国連合を結成する<sup>(15)</sup>という趣旨のもと結成された。1992年、93年の当面目標として設定されたのが「民衆主導の民主連合推進と民主政府の樹立」<sup>(16)</sup>であり、在野運動圏の連帯組織であるとは言え、国政選挙への参加を通じた「民主政府」を目指しており、事実上、政党の機能をもたされていた組織であったと言える。

1992年3月の総選挙に向けて新たに結成された全国連合の内部にも路線上の対立があった。既に在野運動圏独自の新党結成を積極的に目指す者たちは全民連を離脱して独自の動きを進めていたが、全国連合の内部にも、民衆勢力の独自候補擁立を求める声が無視できないほどに存在していた。「汎民主陣営の候補単一化」の大義を掲げながらも、その方法論では内部的には異論があったのである。結局、全国連合は折衷的な取り組みを行い、総選挙で独自候補を擁立する一方で、民主党(1991年9月に金大中の新民党と金泳三離脱後の民主党が一緒になった統合野党の民主党)に対して選挙区の一定数の譲歩を得る「連合公薦」を求める交渉をすることになりはしたが、民主党は「連合公薦」を退けてしまい、交渉は成立せずに終わった<sup>(17)</sup>。

総選挙では全国連合は所属の独自候補を6名立候補させ、そのほか民主党や民衆党の候補者も合わせて全体の32名を「民主候補」として支援する当選運動を展開する一方で、政府与党である民自党の候補者を落選させる落選運動を強力に行うこととした<sup>(18)</sup>。全国連合の落選運動に対しては、中央選挙管理委員会及び警察は選挙法違反として集会を不許可とし取り締まる一方で、学生などの集会参加者は火炎瓶を投じて警察に抵抗したとされる<sup>(19)</sup>。

総選挙の結果を見ると、「民主候補」32名のうち6名当選しているが、いずれも民主党の候補者であり、全国連合の当選運動の成果であるとは言えない。全国連合が自ら擁立した独自候補は6名であり、そのうち1名(釜山の選挙区で29%の有効得票率、落選)を除く5名は10%に至らない弱小候補であったからである。この点では、全民連、全国連合と袂

を分かち総選挙に挑戦した民衆党も同じである。民衆党が全国で得た有効得票率は1.5%に過ぎない<sup>(20)</sup>。泡沫といっても過言ではない。

このように総選挙では全国連合と民主党の候補調整ができず、両者の提携は実現しなかった。また「14代総選挙は韓国政治を長い間、揺るがしてきた『民主化』 이슈が力を失った後になされる最初の総選挙である<sup>(21)</sup>」と言われるような世論の変化のためなのか、地域割拠主義的な選挙構図の定着のためなのか、その理由は問わずとも、在野運動圏の「政治勢力化」が極めて難しいことが得票率によって示された選挙であった。

このような結果を受けて、全国連合は同年12月の大統領選挙に向け民主党との提携に積極的に取り組むようになった。独自候補を擁立するのか金大中擁立を支持するのか内部対立は残っていたが、最終的には金大中支持で内部合意を達成し民主党との交渉を進めた。「政権交代の実現という共同目標」のもと全国連合と民主党との交渉は、同年11月に妥結して「政治連合」に合意することとなった<sup>(22)</sup>。このような手順を踏み政党と在野団体が提携して国政選挙に臨んだことは、制度圏政治と在野運動圏の境界線に対する越境行為が肯定されるものとして、さらには制度圏野党との提携さえも肯定されるものとして、在野運動圏内の指導者、活動家によって受け入れられるようになったことを示している。

合意事項は、民主党の政策の中で一致するもののみ合意したとされている。それらは、次のようなものである。デモ規制の集示法の改正、特定犯罪者に対する予防措置を定めた保安観察法の廃止。地方自治の全面実施。非合法労組（全労協等）の合法化、公務員労組の結成、労組の政治活動の保障。良心囚（政治犯等）釈放・赦免復権。軍の効率化を通じた軍縮。核脅威のない韓半島実現。外国との不平等条約の改廃。金融実名制と土地公概念の実施。対外隷属を深化させる市場開放反対。立法府・行政府に女性参与割当て制導入など54項目である<sup>(23)</sup>。

両者の主張を調整できなかったのは、次の5項目である。国家保安法の廃止。国家安全企画部及び国軍機務司令部の廃止。駐韓米軍の撤収。独占財閥の解体。公務員労働三権の保障。たとえば国家保安法について

は民主党が代替立法を主張するのに対して、全国連合は完全廃止を主張する。駐韓米軍については民主党が段階的撤収を主張するのに対して、全国連合は早期撤収を主張する。この5項目は、どれも在野運動圏の核心的な主張と言えるものであり、合意した54項目とは相当に質的な違いがある。それだけに全国連合が金大中支持と政権交代を優先させ、金大中の主導権に承服したことを十分にうかがい知ることができる<sup>(24)</sup>。

このような政党と在野団体の協力関係が大統領選挙で実現したことは注目に値するが、そのことが大統領選挙の結果にどれほどの影響を及ぼしたのかは、もとより判別は難しいが、一層に難しくさせた二つの事情がある。一つに、民主党は全国連合との提携による改革性補強が若年層の投票誘引になるものと期待する一方で、全国連合の核心的主張を退けることで「ニューDJ」「中道右派」の路線に変更がないとしたことである<sup>(25)</sup>。つまり金大中は全国連合との協力関係を前面に押し出すことはせずに、むしろ提携の意味を縮小しようとしたのである。もう一つに、選挙法上の制約から全国連合との「共同選挙運動は不可能である」といことは、そちらの側に説明して互いに理解している(金大中)とされるように<sup>(26)</sup>、選挙運動における貢献は当初より期待されていなかったことである。だが全国連合は公正選挙監視活動と棄権防止活動など、金大中候補の得票に有利に働く活動を行い、警察の取締りを受けるといった事件が起きもした<sup>(27)</sup>。

全国連合と民主党との「政治連合」は在野運動圏の歩みの中では画期的な意味をもつものであっても、民主党の金大中候補にとっては若年層を投票に誘引する改革性の象徴としての意味はあるが、それ以上のものではなく、また在野運動圏にとっても制度圏政治に向けての政治的関与の新局面を切り開くものにはならなかったと言える。

このことは、当時、全国連合によって野党と在野運動圏を包括することを目指して設けられた「民主大改革と民主政府樹立のための国民会議」の執行委員長であった金權泰(資料5の1番、参照)がその後、1996年の総選挙を前にして金大中の政党である新政治国民会議に入り副総裁に

就任し国会議員に当選した事実からも推し量ることができよう。このような制度圏内の政党への抱き込みは、ほかの在野出身者にも言えることである。全民連から離脱し民衆勢力の独自新党、民衆党を結成した李佑宰（常任代表）と李在五（事務総長）の二人はともに金泳三大統領の政府与党に入り、金槿泰と同じく1996年の総選挙で国会議員に当選している。このように1970年代、80年代の民主化運動を率いた在野運動圏の指導者たちによる在野独自の「政治勢力化」の試みは、1992年の二つの国政選挙の挫折をもって、幕を下ろしたと言えよう。

権威主義体制に挑戦する民主化運動の最前線において実働部隊の役割を担ったのは在野運動圏であった。その在野運動圏が占めていた市民社会内の運動的な部分は、民主化以降、在野運動圏の混迷によって、新たに台頭してきた労働運動と市民運動を中心に引き継がれてゆくことになる。そこで次に、市民運動の政治進出の試みを検討することにするが、あらかじめ二つの点を断っておく。一つは、労働運動が民主労総の結成から民主労働党の創党に至った点については、本節でも言及するが、本格的な考察は別の機会に譲りたい。もう一つは、ここで取り上げる市民運動の政治進出とは、1995年の改革新党創党から96年の民主党との統合を指している。これは既存の市民団体が組織的に「政治勢力化」しようとしたものではなく、市民団体の指導者や活動家の個人的な動きにとどまっていた。確かに団体の意思決定にかかわらない個人的な動きではあったが、その動きには個々人の私的な動機に帰することができない面があり、その動きを見ることは、韓国の市民運動の特徴について理解するためには必要である。

市民運動の指導者や活動家が制度圏政治に進入するため新党結成に加わり、さらには野党政治家と連携し、さらなる新党を結成し、1996年の国会議員選挙に臨んだ。この市民運動家の代表的人物が経済正義実践市民連合（略称は経実連）の事務総長であり、その創設者である徐京錫（資料3の43番）であった。

徐京錫は1948年生まれでありで、20代のときには維新独裁反対運動

の弾圧 (1974 年の民青学連事件) で投獄された経験を持っており、維新体制のもとで牧師として社会矛盾に取り組む産業宣教にかかわり<sup>(28)</sup>、その後アメリカに留学し、帰国後に経実連の創設を主導し、1990 年代前半には市民運動の代表的な人物となった。徐京錫は青年時代に「キリスト教運動圏」の中で在野運動圏の空気を吸った一人である<sup>(29)</sup>。

徐京錫が経実連創設に取り組んだのは、市民の力で「分配の奇跡」を起し「経済正義」を実現するためであった。徐京錫は経実連発起人大会での発表文で、「私はこの文章で私たちが経実連を作ったもっとも大きな理由を『不動産投機、政経癒着、脱税、激甚な所得格差、不公正な労使関係、農村と中小企業の疲弊など韓国社会の経済的不正義、その中でも特に不動産投機による途方もない不労所得を是正することを政府や政治人に任せてはならず、市民自身の組織された力で巨大な圧力を形成しない限り不可能であると考えため』であると書いた」(163 頁)としている。

このような目的を実現するために、どのように運動を進めようとしたのか。つまるところ在野運動圏と制度圏政治の二つに対して、どのような関係をとろうとしたかということである。経実連とは何であるのか、さらには「市民運動」とは何であるのかという問いかけに対する答えは、民主化運動を担ってきた在野運動圏との差別化によって形作られることになった<sup>(30)</sup>。

徐京錫は経実連を発足させようとするときの状況について、どのように見ていたのか。第一に、かつての軍部独裁時代の民主化運動では非合法活動にも国民は声援を送ってくれたが、民主化以降には国民は合法的な運動を求めるようになった。国民の心は変わったのである。第二に、民主化以降も改革しなければならない課題が山積しているのに、社会の雰囲気は保守化のほうに流れているということである。社会の保守化には在野運動圏の「従来の過激で革命的な方法」(173 頁)の誤りにも一因がある。中産層の支持を取り戻し、社会に改革と進歩の風を吹き込むには、在野運動圏の「過去の方式では運動を熱心にすればするほど、我が

国の社会はさらに保守反動に行くほかなかない」(172頁)以上、それらとは差別化される運動方法が切実に必要なのである。そこで徐京錫は「平和的に合法的に合理的な代案を模索して国民的合意によって動く運動」(162頁)を目指そうとした。

このような差別化は当然に在野運動圏からの反発を呼び起こす。経実連が発足して3、4年は「保守」「改良主義」「体制内運動」「機会主義勢力」との批判が在野運動圏や民衆運動から繰り返し浴びせされたという<sup>(31)</sup>。市民運動と民衆運動の違いが、双方で強調され相互に批判や非難がかわされた。そのようなイデオロギー的な差別化と対立が前面に出してしまった結果、市民運動と在野運動圏が人的にも団体的にも無縁ではなく重複するという同根的な面が軽んじられてしまい、突然のように、まったく新たな現象として「市民運動」が韓国で現れたかのような印象が広まってしまったことは否めない<sup>(32)</sup>。この点は、権威主義体制から民主化以降のまでの韓国における政治と市民社会の相互作用を歴史的にとらえるときに必ず留意しておくべき点である。

経実連は在野運動圏との差別化を図りながら、また制度圏政治への党派的な関与を断つことで「市民運動」像を作り出していった。政治進出について、徐京錫は1996年ごろに「経実連の活動をする中で『政治をしよう』という考えを一度もしてみたときがない」(17頁)と、それまでの過去を振り返っている。また「これまで市民運動は、たとえば、経実連だけをとって、発足初期から政党人は経実連の幹部になりえないことを明白にしてきた。その理由は市民運動が、ややもすれば政党の下部構造に転落しないように、新たに登場してくる市民運動を保護するためであった。私自身も市民社会と政治圏の間に厚い遮断壁を設置することに先頭に立った」<sup>(33)</sup>と語っている。政治との間に「遮断壁」を設け、政治への党派的な関与は慎むというのが経実連の原則であった<sup>(34)</sup>。

この原則のもとに経実連が公職選挙に関与したのが選挙監視の公明選挙運動であった。1991年3月及び6月に実施される地方議会選挙に向けて同年1月に「公明選挙実践市民運動協議会」(略称は公選協)がソウル



YMCA、興士団、韓国労総、韓国女性有権者連盟など9団体によって結成された。これら9団体には在野運動圏ではない団体が目立つ。公選協は、翌92年に実施される国会議員選挙と大統領選挙が公明選挙となるよう、直近の地方議会選挙において公明選挙を実現しなければならないとして発足したものである。1991年から92年にかけて公選協は加入団体が500以上にまで膨れ上がり、この公選協活動を通じて経実連は「大きな社会的信頼を受ける代表的な市民団体に成長した」<sup>(35)</sup>とされる。公選協に集まった市民団体は、その後、正社協から市民協へと「市民運動家たちのネットワーク」(246頁)を作るようになった。

公選協は「中立性、公正性、道徳性」(243頁)の3大原則を定め与党や野党に関係なく選挙監視を行うとした。党派的な中立性が重要視されたのは、当時、在野運動圏の全国連合が取り組んだ公正選挙監視活動の党派性を意識したものである。「当時、在野運動陣営でも公明選挙を運動に取り組んでいたが、候補支持運動の性格が強かった。…在野運動は、公明選挙の雰囲気を広げることからさらに一歩進み、改革的な候補者を多く当選させようとする少し積極的な運動方法をとっていたが、現行法上、法律違反となる素地が多かった。これに対して、公選協は公明選挙をしなければならないというキャンペーンを熱心にするを目標としていた。」(242～243頁)このように徐京錫は、全国連合によって展開された党派的中立性が損なわれた公正選挙監視運動との差別化をはかったのである<sup>(36)</sup>。

このように在野運動圏と制度圏政治に対して一定の距離をおくことによって「市民運動」としての経実連の位相を確立してきた。ところが徐京錫は1995年2月に経実連事務総長の職を辞した後、新党結成に向かい制度圏政治の改革に乗り出した。この唐突な転身について徐京錫は彼なりの説明をしている。もちろん、その説明には自分自身を合理化しようとする面が含まれているのかもしれない。

だが徐京錫の行為には彼特有な面もあれば、彼も含む韓国社会の中に位置づけてみることができる面もあると考える。後者の観点からするな

らば、次の二つの点を指摘することができる。

第一に、市民運動家である徐京錫は、制度政治圏と境界線を挟みながらも越境する市民社会内の運動的な部分、あるいは活動的な人々からなる層に属していたと見ることができる。彼の行為は市民運動の仲間から批判を浴びたが、そのような批判そのものも彼の行為自体とともに決して新奇なものではなく、振り返るのであれば民主化以降に在野運動圏の内部で既に繰り返されてきた議論なのである。

第二に、徐京錫は市民運動、在野運動圏などの指導者とともに新党の結成に動いたが、その中心的な大義名分は地域主義に反対する国民統合の実現であった。新党が「改革的国民政党」と呼ばれたように、ここには制度圏政治に対抗する運動のアイデンティティが「経済正義」という進歩的な改革にとどまらず、地域主義を克服する国民統合にも求められるようになったことを示している。この点は、権威主義体制時代の在野運動圏の主張には見られなかったことである。1987年の民主化以降における数次の国政選挙を通じ政党制の地域分割が深刻化してきたことを受けて、このような主張が市民社会の一角から出てきたのである。国民統合は、徐京錫らの新党結成以降、政治と市民運動との相互作用において繰り返し現れるテーマとなった<sup>(37)</sup>。地域主義で分割された政党制と市民運動の反地域主義的ナショナリズムとの交差が、主導する側が政府や政党であったり市民団体であったりと異なりはするが、その後、形を変えて現れることとなる。

この二点について、徐京錫の説明を見ることにする。まず制度圏政治への彼自身の参入を、どのように説明していたのかである。先ほども紹介したように、徐京錫は経実連を発足させるとき「市民社会と政治圏の間に厚い遮断壁を設置することに先頭に立った」とする文章に続いて、次のように記している。「いまになって振り返ってみれば、市民運動は定着するのに成功したが、反面にこの遮断壁は逆に『市民社会は純粋で政治は汚い』という固定観念をさらに固着させるのに寄与し、政治改革のための市民運動圏の責任と役割を放棄するようにさせたことが事実であ

る」とし、1996年当時の時点で「いまは、むしろ市民社会と政治圏の間の厚い遮断壁を撤去して、市民運動圏が政治を改革することに出て行くことで、今後は人々が市民運動圏と政治圏の間を大きな困難なく越えることができる社会をつくらなければならないでしょう」<sup>(38)</sup>と制度圏政治と在野運動圏の境界線を越えることの必要性を説いている。

このように徐京錫は市民運動を政治圏から守るために設けたはずであった「遮断壁」を自ら除去するとしている。「統治の代替勢力を指向する形態の市民運動も結果的に見て存在したと考える」<sup>(39)</sup>というほど、彼自身の中では市民運動と政党との違いは曖昧になっている。「ある人は、経実連運動が政派運動であると話をしている。私はその話に対しては、いつも『そうだ』と心の中では思っている」<sup>(40)</sup>とまで書いている。制度圏政治と市民運動の間の境界線、若しくは「遮断壁」は、徐京錫にとっては戦術的に設けたものに過ぎないように見える。「遮断壁」を設けながら撤去しようとする態度、あるいは境界線を画しながら境界線を越えようとする態度は自己矛盾的であるが、この種のもものは民主化以降に在野運動圏が抱え込んだものと同じものである<sup>(41)</sup>。

金泳三政権の1995年6月に実施された全国同時地方選挙で金大中が政界復帰を成し遂げたことから状況が一変したとする。「昨年[1995年のこと]、現代版の後三国時代が開幕したという非難が起きるほどに地域感情が頂点に達した6・27選挙[上記の地方選挙のこと]が終わるや、状況は180度変わってしまった。」(18頁)もう少し徐京錫が語る場所を見ることにする。「6・27選挙が終わって2ヶ月ぐらいの間、私は数多くの人たちから『政治に参加しなければならない』と粘り強く圧力を受けなければならなかった。私自身も6・27選挙の様相を見て心穏やかにはなれなかった。休戦ラインで腰の部分で切断された国が、慶尚道、全羅道に分裂するだけでも不足で、忠清道、江原道、甚だしくは釜山、大邱まで分かれて互いに引っ掻きあい争いあう姿を見て、今この時期に我が国の社会でもっとも必要なものが果たして何かという質問を、私みずらに投げかけざるをえなかった。」(18頁)それでは「亡国的な地域対決」

(345頁)を、どのようにしたら克服できるのか。金大中を大統領にすることは、地域対立が悪循環となり繰り返されるだけとする。「地域に基盤をおいていない政治勢力が登場して地域割拠主義と正面から向き合い勝利する道しかない」(345～346頁)とする。このように反地域主義ナショナリズムが徐京錫をして政治進出を決断させたものとしている。

次に、1996年の総選挙に向けて地域割拠主義に挑戦する革新新党がどのように作られたのか、また既存の民主党との新党創党（ここでは名称を新党民主党として区別する）に向けた共同事業の側面も含め明らかにすることとする。その際に、徐京錫も含め、革新新党の結成を取り巻く市民運動、在野運動圏などの人的なネットワークに注目したい。

革新新党は1995年11月に創党発起人大会を開催し「亡国的な地域割拠主義政治を克服する国民統合政党、盟主政治と朋党政治を克服する科学的政策政党、国民と党員が主体となる参加民主政を建設する」との発起宣言文を発表した。この革新新党に合流した流れは、いくつかある。第一に在野団体や市民運動の関係者が結成した「政治改革市民連合」（略称は政改連）のグループ、第二に徐京錫を中心とするグループ、第三に学生運動経験のある若手の「若い連帯」のグループである。

政改連は1995年7月に準備委員会が発足し、「亡国的な地域割拠政治を終息させなくては、民族の未来を期することはできない」<sup>(42)</sup>と発足宣言文で明らかにしている。金泳三、金大中、金鐘泌の地域感情を利用した選挙構図に対して代替選択肢を作り出そうとする運動であると見ることができ。「市民運動グループの政治運動は、『改革的国民政党』すなわち独自新党推進と『政治的市民運動』という二つの翼からなる。…政改連はこの中でも政治的市民運動の推進に、その役割を限定させている。政改連が政治的市民運動という新たな役割をどのように開拓してゆくのかも課題であるが、何と言っても関心事は独自新党のほうである」<sup>(43)</sup>といった見方もあるが、政改連には、この「二つの翼」があると見るのが妥当である。

確かに政改連は公式的には新党創党のための準備組織ではないが、政

政連には、この時期に新党結成に取り組んでいる中心的な人物が含まれており、さらに市民運動の指導的人物が個人資格ではあるが含まれていた。表 19 は、この政改連の発起人や新党結成にかかわった在野運動圏、及び市民運動の経歴保有者のリストである。1 番から 14 番までの中の政改連の発起人党になった者 8 名がいずれも新党に深くかかわっている。加えて、15 番以下の中の市民運動関係者は、表に見られるように改革新党(創党準備委員会)、新党民主党への参加には至らなかったが、改革新党結成に中心的に取り組んだ者たちとともに政改連の発起人になっていることから、改革新党創党の動きに対しては一定の距離をとりながらも協力的な位置にあったと見ることができなくはない<sup>(44)</sup>。具体的には、参与連帯(朴元淳、金大煥)、環境運動連合(崔冽)、韓国女性団体連合(韓明淑)などの指導的人物が、新党に対して、そのような位置関係にあったものと見ることができる。

この点、徐京錫の場合は 1995 年 8 月結成の「正しい政治国民運動本部」が政改連に該当する。この組織は姜汶奎(韓国 YMCA 事務総長)、ソン・ウォルジュ(曹溪宗総務院長)、徐英勲(新社会共同善運動連合共同代表)、李世中(環境運動連合共同代表)ら 4 名が提案したものと言われている<sup>(45)</sup>。この 4 名はいずれも経実連の共同代表、若しくは顧問に就任(1993 年当時)している、当時の市民運動の指導的・象徴的な人物たちである(資料 3 参照)。この組織では、徐京錫は連絡役とされているが、実態は彼の新党結成への取り組みを応援するものとして作られたのではないかと見られる。「元老級の人士の大多数は市民団体が直接政治圏に飛び込むことには反対の立場である。しかし彼らもやはり斬新な市民勢力の政治圏進出は助けなければならないという立場であるという」<sup>(46)</sup> 指摘から推測される。経実連の公式的立場とは関係がなくても、創設者である徐京錫が新党結成に取り組むことに対しては、経実連内部でも批判的な厳しい意見があった。だが一定の距離をとりつつも徐京錫の政治的な動きには協力的な幹部もいて、このような団体の結成に至ったということであろう。

表 19 1996 年総選挙の新党創党の動きに関連した在野及び市民運動の出身者

	名前	経歴 (団体・職業)	政改連	改革新党 (創党準備委員会)	新党民主党	備考
1	洪性宇	民主化のための弁護士会の代表幹事	発起人	共同準備委員長 (共同代表)	共同代表	1997 年大選ではハンナラ党共同選対委員長
2	張乙炳	成均館大学総長、環境運動連合共同議長	発起人	共同準備委員長 (共同代表)	共同代表	2000 年総選挙では新千年民主党で当選
3	徐京錫	牧師、経実連		事務総長	政策委員会議長	
4	成裕普	民統連事務処長、ハンギョレ新聞理事	発起人	企画委員長	党務委員	2000 総選市民連帯の常任共同代表
5	李三悦	大学教授、参与連帯運営委員長	発起人	企画委員	党務委員	
6	張琪杓	全民連事務処長、民衆党政策委員長	創立準備委員会副委員長	地区党委員長	党務委員	
7	朴仁濟	民主化のための弁護士会の総務、環境運動連合指導委員、経実連市民立法委員長	発起人	企画委員	党務委員	
8	張斗煥	歴史批評社代表、環境運動連合指導委員、参与連帯運営委員	発起人	準備委員	党務委員	後年、ハンナラ党へ
9	金洪信	小説家、経実連常任執行委員		準備委員	広報委員長	2000 年総選挙ではハンナラ党で当選
10	河璟根	中央大総長		企画委員	最高委員	後年、ハンナラ党へ
11	金成植	全民連政策研究室政策委員、民衆党地区党副委員長		準備委員	地区党委員長	後年、ハンナラ党へ
12	魯会燦	仁川地域民主労働者連盟創立、進歩政党推進委員会代表		準備委員	党務委員	2004 年総選挙では民主労働党で当選
13	崔潤	江原民統連常任委員長、民衆党地区党委員長、春川環境運動連合副代表、春川経実連事務局長		準備委員	地区党委員長	
14	朴炯圭	牧師、民主憲法争取国民運動本部常任共同代表	発起人 (常任共同代表)		後援会長	
15	朴元淳	弁護士、参与連帯事務処長	発起人			2000 総選市民連帯の常任共同執行委員長

16	任在慶	創作と批評社編集顧問、民主憲法 争取国民運動本部共同代表、ハン ギョレ新聞副社長	発起人			民主改革国 民連合共同 代表（金大 中系の市民 団体）
17	鄭聖憲	カトリック農民会、我々の小麦を 生かす運動本部長、環境運動連合 政策指導委員	発起人			
18	崔冽	環境運動連合事務総長	発起人			2000 総選市 民連帯の常 任共同代表
19	朴才一	カトリック農民会会長、一つの世 帯（ハンサルリム）会長	発起人			
20	林玄鎮	大学教授、韓国 NGO 学会共同代 表	発起人			
21	金大煥	大学教授、参与連帯政策委員長	発起人			2004 年 2 月 労働部長官
22	金芝河	詩人	発起人			
23	韓明淑	韓国女性団体連合共同代表、環境 運動連合指導委員、参与連帯共同 代表	発起人			2000 年総選 挙では新千 年民主党で 当選

（出典）新聞記事から収集。経歴については朝鮮日報の人物情報データベースを利用した。経歴が不明な場合は除外した。

制度圏政治と在野運動圏の間で引かれた境界線の自覚は市民運動にも引き継がれた。しかし繰り返し論じてきたように民主化以降、その境界線は曖昧になるばかりで、在野運動圏の「政治勢力化」など制度圏政治への関与が繰り返されてきた。民主化以降のこのような変化を受けて、1995年の改革新党の結成では、それに直接関与する者として在野出身だけではなく市民運動出身の関係者もまた現れるようになり、さらにその周りを在野運動圏の関係者、市民運動の関係者が緩やかに取り巻くようになっていたと言えよう。その中には制度圏政治への参入に批判的な気持ちを抱きながらも、そのようなネットワークに連なった人々も少なからずいた。

市民社会と政治の相互作用は、1995年から96年には新党結成から新党民主党の結成となって現れた。この相互作用を起こした一方の当事者である市民社会の側を見るならば、単に市民活動に熱心な運動的部分が存在するというのではなく、政治との相互作用に関わろうとする者達

のネットワークが、国政選挙という権力闘争の局面において形成されたことに注目したい。市民団体の指導者たちが国政選挙に関わることを、個人の動機に還元するのではなく、民主化以降の韓国における市民社会と政治との相互作用の特徴的な現れとして把握することが可能ではないかということである。市民社会内の運動的な部分が政治との相互作用の接触面において緩やかな人的ネットワークを形成し、政治と市民運動が結びつき、互いに融合することを容易にしている。このことは政治の側から見るならば、政治のパートナーが市民社会の側で形成されるチャンスを期待できるということである。

しかし留意しておくべき点は、当然のことであるがネットワークを構成する人々が継続して同一であることを想定することはできない。この事例では金大中と対立関係にある野党勢力が対象であって、金大中政権とその与党となれば、その構成員も違ってくる。そのように人は入れ替わっても、パターンそのものは持続しており、接触部分の人的ネットワークが形成しうる構造的なことがあるということである。ただし同一ということではないが、人物と所属団体は、その後の第二の建国運動や2000年の落選運動でも、部分的に重なるところがある。

このような政治への積極的関与を作り出すネットワークが市民社会内に緩やかに形成されることに対応して、野党の民主党的ほうでも、このようなネットワークに連なる人的配置があったことを見ておくことにしたい。

改革新党と既存の民主党との統合は、既存の民主党内にある勢力関係が障害になった面はない。たとえば表19に見られるように、共同代表に張乙炳、洪性宇を決めながら李基澤を常任顧問として中央選管に「3人共同代表」として登録するなど、改革新党との統合が必ずしも円滑ではなかったことを示している<sup>(47)</sup>。このような統合作業の中で積極的に統合を牽引したのが「統合と改革のための会」(代表は金元基顧問。以下、改革派と略す)に集まった者たちである。表20は新聞記事から改革派の人物を収集し15名をあげることができた。



表 20 を見るならば、改革派の 15 名のうち 10 名が大学生当時の学生運動も含め（学生運動の体験だけでは一般的であるため曖昧になるが、表 20 では死刑宣告や投獄、大学除籍の経験者としている）、権威主義体制時代に民主化運動を担った在野運動圏の経験者である。4 番の李哲は全斗煥政権期の 1985 年の総選挙で国会議員に当選しているが、彼を除けば国

表 20 1995 年の民主党内の改革派のリスト

	名前	生年月日	出身地	経歴	在野運動圏の経歴
1	金元基	1937	全羅北道	79年・81年国会議員、88年国会議員（平民政）・92年国会議員（民主政）。	
2	金鍾完	1932	ソウル	民主化運動、在野、88年国会議員（平民政）・92年国会議員（民主政）。	有
3	李富栄	1942	ソウル	東亜日報解職記者、民統連事務次長、全民連常任議長、92年国会議員（民主政）	有
4	李哲	1948	慶尚南道	民青学連事件で死刑宣告、85年国会議員、88年国会議員（無所属）・92年国会議員（民主政）。	有
5	金末龍	1927	慶尚北道	労働運動、92年国会議員（民主政）、96年死去。	有
6	朴錫武	1942	全羅南道	64年6・3事態投獄、教師、80年光州民主化抗争で投獄、88年国会議員（平民政）・92年国会議員（民主政）。	有
7	洪起薫	1953	全羅南道	88年国会議員（平民政）・92年国会議員（民主政）。	
8	黄義成	1932	全羅南道	海軍少将、92年国会議員（民主政）。	
9	盧武鉉	1946	慶尚南道	弁護士、釜山民主憲法争取国民運動本部釜山本部常任執行委員会委員長、88年国会議員（民主政）。	有
10	金正吉	1945	慶尚南道	民推協運営委員、85年国会議員、88年国会議員（民主政）。	
11	張基旭	1943	忠清南道	85年国会議員、92年国会議員（民主政）	
12	金富謙	1958	慶尚北道	緊急措置9号違反拘束・除籍、民統連幹事、民主憲法争取国民運動本部執行委員。	有
13	元恵栄	1951	京畿道	維新体制反対学生運動で除籍、92年国会議員（民主政）。	有
14	柳寅泰	1948	忠清北道	民青学連事件で死刑宣告、光州民主化運動で手配、92年国会議員（民主政）。	有
15	諸廷圻	1944	慶尚南道	民青学連事件で投獄、民統連中央委員、民主憲法争取国民運動本部共同代表、92年国会議員（民主政）。	有

（出典）新聞記事から収集。経歴については朝鮮日報の人物情報データベースを利用した。経歴が不明な場合は除外した。

会議員になったのは民主化以降の総選挙（1988年、92年）においてであり、1995年、96年の時点では、いまだ在野運動圏の活動家としての面貌を失っていなかった者たちと言えよう。

表19と表20の中で経歴が類似しているのは、表19の4番の成裕普と表20の李富栄の二人である。成裕普は政改連の主導者であり、李富栄は民主党内の統合積極派の中心的人物である。この二人はソウル大学政治学科入学、東亜日報入社が同一時期であり、東亜日报社では1970年代半ばに朴正熙政権の言論弾圧に抵抗して言論自由の運動を共に率い、その後80年代の民主化運動の中では成裕普は民統連の事務処長に、李富栄は事務次長にあった。特に李富栄は全民連の初代常任議長となったが職を辞し、1992年の国政選挙に向けて在野運動圏と制度圏野党の提携による新党結成を目指したこともあった。経歴の類似性だけでなく同志的關係を思わせるに十分過ぎる。その後の二人であるが、成裕普は2000年の落選運動を率いた総選連帯の常任共同代表になる一方、李富栄は野党ハンナラ党から立候補している。このように一時的に異なる道を選んだ二人も、盧武鉉政権の下では成裕普が放送委員会常任委員（大統領任命職）に、李富栄が与党ウリ党の議長になり、いずれも盧武鉉政権の要職を経験している。

盧武鉉政権との関連で付言するならば、表20に、盧武鉉自身と彼の政治的「代父」金元基議員の名前が出てくることは興味深く、1995年から96年の出来事は盧武鉉のその後の政治スタイルを予兆させるものであったと言えよう<sup>(48)</sup>。

ここで確認すべき点は、このような人的ネットワークの構成員が入れ替わるということだけではない。前号では、政府・政党と市民団体との共同事業を可能にする条件として金大中に対する「批判的支持」や「改革の同伴者」的意識が大きいことを指摘しておいた。しかしそれだけではないということである。ここでの事例で見られるように、反地域主義ナショナリズムもまた個人差がありながらも共同事業を可能にした共通項であったことである。1995年、96年の新党に向けた反地域主義ナショ

ナリズムの訴えは反金大中的な色合いを持ったが、金大中政権のもとでは地域割拠の政党制克服を、地域主義に依存するところが大きい彼自身が目指すようになる。したがって金大中政権では「批判的支持」「改革の同伴者」といった要因に、反地域主義ナショナリズムが、ぎこちなさを伴いながらも絡み始め、盧武鉉の大統領候補選出過程とその後の大統領選挙の過程では、その二つがしっかりと結びつけられるようになった<sup>(49)</sup>。言うまでもなく、いずれも政治と市民運動を結びつける接着剤としてであった。

金大中政権期の第二の建国運動に進む前に、1996年4月の総選挙の結果について見ておくことにする。総選挙では改革新党の創党を主導した在野運動圏及び市民運動の出身者は、全滅状態に近かった。表19では張乙炳、金洪信、河璟根の3名が当選するにとどまっている。しかも地域区は張乙炳のみの当選であり、残り2名は比例代表の全国区当選にとどまる。経実連幹部の出身者は20数名が総選挙に立候補したとの情報もあるが、経実連の出身者では全国区の金洪信のほかに、地域区では金大中の新政治国民会議から立候補した1名の当選を確認できたにとどまる<sup>(50)</sup>。

その後、新党民主党は党内の主導権争いが再燃し、改革派が党権を掌握することに失敗するや、徐京錫と洪性宇は民主党を離れてしまった。「私の関心は、政治改革のためにどれだけ大きな寄与をなしえるかにあって、国会議員となることにはなかった」と離党の理由について徐京錫は述べている<sup>(51)</sup>。このように1996年の総選挙に向けて、野党政治家、在野出身者、市民運動出身者を巻き込んだ共同事業の実験は、過去に繰り返された在野の独自新党と同じ結末になってしまった。

いわゆる在野運動圏、市民運動の独自政党の結成を目指す「政治勢力化」の失敗、とりわけ1996年総選挙の失敗は彼らにとって大きな教訓となっている。環境運動連合を率いてきた崔冽は2003年に振り返り、「過去、市民社会の運動家や改革的人士が政治圏に参入して政治に出たが、政治改革にこれといった力を発揮できなかった事実がすでに検証されて

いる」<sup>(52)</sup>と述べている。1996年以降、市民運動の中から独自新党を作り国政選挙に臨むような動きは出ていない。国政選挙に挑むような政治への関与は時期尚早であるという意見が珍しくはない。たとえば、「市民運動が政治化する瞬間から市民運動の象徴的な力が縮小する」(曹喜叅)のが現状であるという見方である<sup>(53)</sup>。しかしながら市民運動の指導者らの制度圏政治への関与においては、政党内に抱き込まれることでもなく、また新党結成でもない新たな関与の方式が探し求められていたと言える。このいずれでもない新たな関与の方式は、2000年の総選挙で落選運動となって現れることになる。

## (2) 金大中政権と第二の建国運動

ここでは、1998年2月に発足した金大中政権が、改革に向けて市民団体を組織的に動員しようと試みた第二の建国運動について考察することにしたい。1998年8月15日の光復節(独立記念日に当たる)に金大中大統領が慶祝辞で提唱することで始まり、2003年2月に発足した盧武鉉政権のもとで解散されるに至った<sup>(54)</sup>。4年6ヶ月の間、存続していたことになるが、実態的には出だしから躓き竜頭蛇尾に終わり、名ばかりの組織がその後も存続したに過ぎない。このように結果的に第二の建国運動は意味のない存在になってしまったが、そのような組織作りを金大中政権が真剣に取り組んだということ自体は、政府から市民団体に働きかけた共同事業の試みとして注目に値する事例である

第二の建国運動については、政府による市民団体への接近という観点から検討するとともに、そのような政府の積極的な対応に対して市民団体が、どのように反応したのかという観点からも明らかにされる必要がある。この二つに加え、金大中政権の核心部が進めた政界再編と第二の建国運動をめぐる様々な動きが、どのように関連しているのかについても論じる必要がある。三つ目は政府による政界再編からの観点である。以下、この三つの観点を踏まえた上で、第二の建国運動について論じることとする。

「第二の建国」とは、金大中大統領の1998年光復節の慶祝辞によるならば、「産業化と民主化の底力を基に民主主義と市場経済を完成するための国政の総体的な改革とともに国民的運動を指し示しています」<sup>(55)</sup>とされている。公式的には第二の建国の目的は総体的改革であり、目的を実現するための手段は政府と国民の力を結集した官民共同の国民運動ということになる。そこで、第二の建国運動について、この目的と手段に分けて、表向きの公式的なレベルを中心に説明することにする。

金大中政権が第二の建国をもって総体的改革を目標として設定したのは、経済危機への対応に追われる余り改革への取り組みが一貫せず不十分なものとどまったことから、5年の任期中に取り組みべき改革の総合的なビジョンを示す必要があったからである<sup>(56)</sup>。

国政の部分的改革ではなく総体的改革を目指すということから、次のよう論理構成をもって第二の建国の改革ビジョンが提示された。「国政哲学」の下に「実践原理」があり、さらにその下に「国政運営の6大課題」(分野別改革課題)があるとされ、これらを一括する概念というよりもスローガンとして「第二の建国」がある。基本となる「国政哲学」とは、金大中が大統領就任から繰り返し述べてきた「民主主義と市場経済の併行発展」<sup>(57)</sup>のことである。このような「国政哲学」を基礎とし、その「実践原理」は自由、正義、効率の三つの原理であるとされる。このような言葉はいずれも抽象度が高く、また繰り返し唱えられる「民主主義と市場経済の併行発展」の語句には新味はなく、あらためて「第二の建国」というスローガンがかぶせられたことに新しさがあるに過ぎない。それだけに「国政運営の6大課題」として、具体的に、どのような課題が提示されるのかが大事になる。「国政運営の6大課題」を項目にすると、次のようになる。

- ① 権威主義から参与民主主義への大転換
- ② 官治経済から市場経済への構造改革推進
- ③ 独善的民族主義から普遍的な世界主義への転換
- ④ 物質主義の工業国家から知識基盤国家への転換

⑤ 新労使文化の創出

⑥ 南北間の交流・協力時代の開幕

これらの「国政運営の6大課題」には、それぞれの課題ごとに政策項目が列挙されている。それらの政策項目には、半年前に、大統領職引継委員会によって作成された「国政100大課題」<sup>(58)</sup>の中ですでに取り上げられていたものも少なくない。このように特別に新味が見られない「国政運営の6大課題」の中にあって、注目に値するのは、第一番目の課題としてあげられた「権威主義から参与民主主義への大転換」の中で「政党名簿式比例代表制」の導入が言及されていることである。

金大中大統領は慶祝辞の中で、「亡国的な地域対立を清算する」ために「すべての政党が全国的に等しく国政に参加することができるようにする」ことを求め、その実現方法として比例代表制の本格的導入を提唱した。選挙制度に言及することは、光復節の慶祝辞では「相当に異例なこと」<sup>(59)</sup>との見方もある。金大中大統領の改革は経済危機に対応した構造調整にとどまるものではなく、政治・社会分野に至る広範なものであることを、第二の建国理念は指し示そうとしたわけであるが、国政課題としては政治改革がまず一番目に取り上げられ、その中でも地域対立構図を克服する選挙制度改革に言及されたことが関心を引いたのであった。その理由は、当時、金大中大統領は、野党のハンナラ党の国会議員を引き抜くなど、与党の新政治国民会議を全国政党化するべく熱心に、あるいは執拗に政界再編に取り組んでいたからである。それゆえ第二の建国運動は一体何をしようとするのか、とりわけ野党のハンナラ党によっていぶかしがられ、激しい非難を浴びることになった。第二の建国運動に対する非協力や批判が生じたのは、これらの国政課題を達成するための手段として作り上げられた組織のあり方が、第二の建国運動とは一体全体に何を目指そうとしているのかという疑念を生じさせる一因となり、政府の公式的な説明では納得させられなかったからである。

手段としての組織体制作りは、当初の構想通りには進まなかった。国民共同の国民運動として、政府のみならず民間団体も主体的に参加する

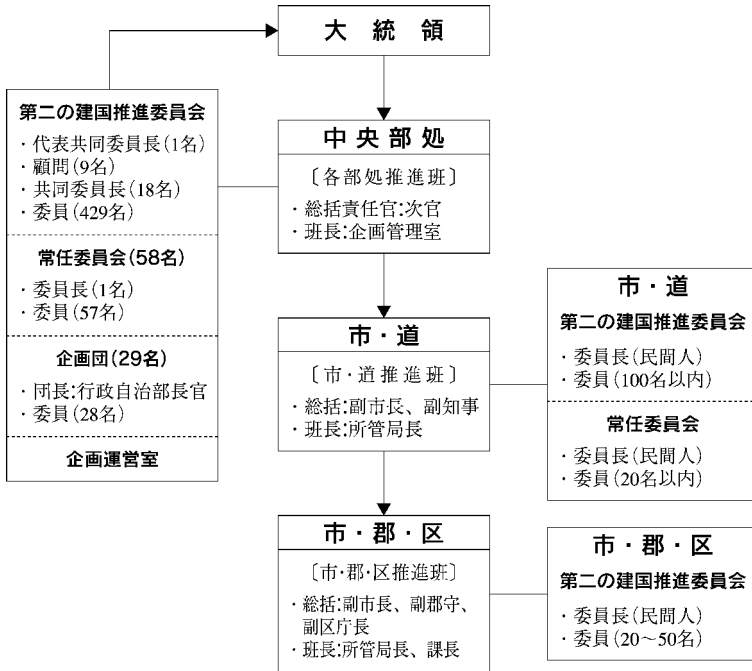
こととあわせ、組織編成上、司令塔と実働部隊の両方が整備されることが当初の構想であった。しかし結果的には官主導の司令塔ができあがただけで、民間主導の実働部隊のほうは極めて不振な状態にとどまった。この結果は、市民団体の協力と参加を得られなかったことによるが、最初に、金大中大統領とその側近たちがどのような国民運動の組織体制を作ろうとしたのかを見ておきたい。

第二の建国運動は、政府、政党、さらに民間団体の三つに柱を置く形となっている。政府には大統領直属の諮問委員会である第二の建国推進委員会、政党には、実質的には与党（新政治国民会議と自民連）だけになるが改革推進委員会、民間には第二の建国国民運動本部を設けて、これら三つの組織が相互に連携しながら、全体として総体的改革に向けて国民運動を起こしてゆくことが構想されていた<sup>(60)</sup>。第二の建国運動は、制度、意識、生活の改革課題に取り組むとされ、その中でも政府が制度改革を、民間団体が意識改革と生活改革に取り組むものとされたのである。

図7は、政府が大統領諮問機構としての第二の建国推進委員会(以下、推進委員会とする)を発足させて、数ヶ月経た後の組織現況を示した図である。推進委員会は委員が500名以内で構成されるとされており、図では429名となっている。地方自治体によって設置された第二の建国推進委員会の委員も含めるならば、1998年12月現在で1万人を越える大規模な人員になる<sup>(61)</sup>。大統領直属の推進委員会は、代表共同委員長、顧問、共同委員長の主要役職を含め400名を越える大組織であり、その下に置かれた常任委員会(58名)とそれを支える官主導の企画団(29名)が実質的な運営を担うものとされていた。

中央政府の推進委員会だけでも委員は400名を越える大きな組織であるが、その象徴的な顔になる委員は、どのような人たちであるのか。推進委員会の主要役職である代表共同委員長(1名)、顧問(5名)、共同委員長(17名)の22名(重複1名を除く)の経歴上の特徴については、「進歩と保守、旧与圏と現野圏人士を等しく配置して財界、学界、消費者、

図7 第二の建国運動推進体系図



(出典) 許容範「深層取材 ミステリー巨大組織第二の建国委 国家のための国民運動なのか、政権のための官製運動なのか」『月刊朝鮮』1999年1月号、147頁。一部修正。

大型市民・職能団体の代表を含めた」<sup>(62)</sup>と評価されている。

推進委員会の主要役職者の経歴に関する表19を見るならば、主要役職の22名の内、9名(41%)が在野の民主化運動、市民運動にかかわった経験を有しており、在野の重鎮、市民運動の「元老」的な存在と言える人たちがいる。さらにその9名の中でも、代表共同委員長の邊衡尹、顧問のソン・ウォルジュ、共同委員長の姜汶奎の3名は、市民団体である経実連の共同代表、顧問という名誉職的な地位についてきた経歴がある。決して市民運動の第一線の指導者たちではないが、市民運動や民主化運動の活動歴が長い高齢の「元老」が含まれていたことには留意しておきたい。



表 21 第二の建国推進委員会の主要役職のリスト

第二の建国推進委員会役職	名前	経歴	在野運動圏、市民運動の経歴
代表共同委員長	邊衡尹	ソウル大学教授、解職、経実連共同代表、ハンギョレ新聞社理事、国民政治研究会顧問。	有
顧問	姜英勲	中将予編、第 13 代国会議員（民正党）、国務総理。	
顧問	姜元龍	宗教人（キリスト教）。	
顧問	金壽煥	宗教人（枢機卿）。天主教（カトリック）宗教会議長。	有
顧問	ソン・ウォルジュ	宗教人（仏教）。経実連共同代表、公選協常任共同代表、市民協代表、興士団統一本部顧問。	有
顧問	趙永植	慶熙大学総長。	
共同委員長	姜汶奎	YMCA 全国連盟事務総長、経実連顧問、公選協共同代表、消費者保護団体協議会会長、市民協共同議長、セマウル運動中央協議会会長。	有
共同委員長	金ミン河	中央大学総長、韓国有権者運動連合常任共同代表、韓国教育団体総連合会会長。	有
共同委員長	金相廈	三養社社長、大韓商工会議所会長。	
共同委員長	金容雲	漢陽大学教授。	
共同委員長	徐英勲	興士団公議会長、正社協常任共同代表、公選協顧問、市民協共同代表。	有
共同委員長	楊淳植	国会議員（第 6 代、第 14 代）、民推協運営委員、自民連常任顧問。	
共同委員長	李慶淑	国会議員（第 11 代）、淑明女子大総長。	
共同委員長	李文永	高麗大学教授、基督教者教授協議会会長、国民政治研究会顧問。	有
共同委員長	李壽成	ソウル大総長、国務総理、新韓国党常任顧問。	
共同委員長	李愚貞	韓国教会女性協議会会長、ソウル女子大学教授、韓国女性団体連合会会長、国会議員（第 14 代）、新政治国民会議顧問、国民政治研究会顧問。	有
共同委員長	鄭光謨	韓国消費者連盟会長、消費者保護団体協議会会長、ソウル YMCA 会長。	有
共同委員長	鄭明勲	音楽家。	
共同委員長	鄭元植	ソウル大学教授、文教科長官、国務総理。	
共同委員長	鄭義淑	梨花女子大学総長。	
共同委員長	趙完圭	ソウル大学総長、教育部長官。	
共同委員長	韓錫龍	内務部（江原道知事）、新政治国民会議入党。	

（出典）名簿は「ハンギョレ」1998 年 9 月 21 日から作成。http://www.kinds.or.kr/より取得。経歴は朝鮮日報の人物データベースなどを利用した。

図7に示されているように、企画団の団長は行政自治部長官である。さらに副団長は國務調整室長と大統領秘書室政務首席秘書官であり、政務首席秘書官は李康來（資料1の15番）である。彼は第二の建国運動の企画立案と推進に最も深く関与した人物である<sup>(63)</sup>。李康來政務首席は、翌年の1999年2月に辞めるまで第二の建国運動の中心的な役割を担っていた。この企画団には、政府高官のみならず大統領直属の政策企画委員会に所属する学者の委員も多数含まれており、第二の建国運動の中心的役割を李康來政務首席と担ったソウル大学教授の韓相震（社会学者）は、その政策企画委員会の委員であるとともに企画団の企画委員でもある。ちなみに政策企画委員会の委員長は高麗題大学教授の崔章集（政治学者）である。

このような推進委員会の官主導性が市民団体や新聞などによって繰り返し批判されたが、より深刻な問題は国民運動を直接担う役割をもたされた第二の建国国民運動本部（以下、国民運動本部とする）を立ち上げることに政府が失敗したことであった。当初の構想では、実務的な企画団を中心に推進委員会が改革課題を設定し、国民運動本部が改革に向けて国民意識の変化を促す運動を展開するものであり、国民運動本部には全国的に大規模な組織網を有するセマウル運動中央協議会、韓国自由総連盟、正しく生きる運動協議会などの官辺団体とともに市民団体・職能団体もまた加わるものとされていた。このような構想は、政府が市民団体を再組織化することになるため市民団体は強く反発した。結局、市民団体との調整が十分にできず<sup>(64)</sup>、機構化を伴わない「市民運動団体ネットワーク」構想に変わったが、それでも市民団体の協力を得るには至らなかった。

失敗の原因としては、国民運動本部を構成するはずの市民団体と十分な事前調整を経ることなく、光復節に至ってしまったことにも一因はあるのであろう。しかし単に話し合いの時間が不足しただけではなく、市民団体が批判や反発した二つの問題点、すなわち官主導の国民運動への市民団体の動員という問題、官辺団体と共に市民団体が国民運動を担わ

されるという問題を解決するのは、そもそも容易なことではなかった。官民共同と言いながらも官主導で進行している点、権威主義体制のもとで地位や利益を得てきた官辺団体や人物が含まれ排除されないでいる点などは、改革指向の市民団体からすれば金大中政権の改革の曖昧さや後退として映ることになる。このような問題点に金大中政権が気づかないわけでもなく、企画団の団長を民間人に交代させたり<sup>(65)</sup>、国民運動本部を機構化に至らないネットワークにトーンダウンさせたりするなど批判を受け入れはしたが、官民共同の国民運動という構想の基本部分の変更しようとはしなかった。

第二の建国推進委員会と市民団体協議会の共同主催で開かれた「第二建国・国民討論会」では、各市民団体の代表と推進委員会企画委員の韓相震との間で議論が交わされた。徐京錫（市民協事務総長）は「第二建国は徹底して純粋な民間主導の機構にならないといけない」と主張したのに対して、韓相震は「政府が第二建国運動から抜けた上で民間団体を支援しなければならないとする指摘に対しては疑問がある」として否定的な対応を見せ、「市民運動家の助けも受けなければならないが、一般市民の参加を引き出さなければならない」と一方的な市民団体支援の問題点を指摘し<sup>(66)</sup>、さらに「専門家や市民団体のみでは力不足であるために実際の改革過程では関連機関の参加が不可避である」<sup>(67)</sup>と官民共同の運動方式をあらためて説いた。

韓相震に相談しながら第二の建国運動を企画・推進してきた李康來政務首席秘書も同じような考えであった。「李康來首席は、市民社会の発展程度がまだ不十分であるだけに、政府と市民運動団体が互いに協力して推進するのが良いと判断して、これらの間にネットワークを構築して第二建国運動を推進することと構想した」<sup>(68)</sup>とされている。

当時、政策企画委員会の委員長であった崔章集もまた第二の建国運動の立案者の一人とされている<sup>(69)</sup>。あるインタビューで、政府が国民を動員するようなキャンペーンが必要なのか、そもそも成功するのかと問われて、崔章集は「韓国的状況では、そのようにするほかない。このよう

な方法が平行しなければ、政府が主導する改革政策が成功するのは難しいと考える」<sup>(70)</sup>と答えている。

第二の建国運動の企画立案に深く関与した3名は、改革と国民運動の成功には市民団体の協力が必要であるとしながらも、それだけでは十分ではなく政府の主導性が重要であると認識していた<sup>(71)</sup>。それは市民団体が「力不足」で「発展程度がまだ不十分」であり、市民団体の大衆的基盤の狭隘さのためである。崔章集が見る「韓国的状況」では、政府の改革に対する国民の「支持」を喚起するために国民に関心と「動機」を与え、国民運動を起こそうとする政府の主導性はやむをえないのである。この政府主導性の中に、国民運動を担うとされたセマウル運動中央協議会など官辺団体の動員が含まれていると見ても差し支えない。

金大中政権が、第二の建国運動を官民主導で、実態的には強引にも官主導でやり遂げようとしたことの原因は、企画立案者たちの時代錯誤的な認識に安易に求めるよりも、改革の支持基盤の拡大に対する切迫した思いに求めることができるのではないか。韓相震は、参与連帯の朴元淳事務処長との対談の中で、政府が第二の建国運動に市民団体を無理に引き込もうとしていると批判する朴元淳に対して、次のように論じている。「下から国民的な批判と監視など改革運動がなければ、時間が経つにつれ改革の力は消失し始める。…私たち社会の改革集団がどのように結集するのが重要な課題である」とし、「このような市民の力を第2建国の運動力として育成しなければならない。市民団体も個別利益など狭小な問題に執着せずに、第2建国という大きな枠に合わせる事が何よりも重要なことだ。国民個人や市民団体が、やはり発想の転換を急がなければならない状況だ」と論じた<sup>(72)</sup>。第二の建国運動のもとで市民社会の「改革集団」が結集するためには「発想の転換」が重要であるとして、協力を求める市民運動家に同調を求めている。

改革の支持基盤に関連して、政治学者としての崔章集は後日、次のように論じている。「…金大中政府はヘゲモニーのない政府であると言える。ヘゲモニーをもちえない政府で、どのようなことが起きたのか。ま

ず大統領を中心にした国家権力の核心が市民社会の運動部分と連帯・協力する様相が現れた。金大中政権は民主的改革の指向性のみもつだけで、国家領域内で、これを成し遂げるための理念、プログラム、リーダーシップ、支持基盤を十分に持ちえなかった。それゆえ国家領域の外にある市民社会からの支援と支持の確保が必要であった。」<sup>(73)</sup> 崔章集は政策企画委員会委員長として第二の建国運動の立案過程に関与しているだけに、政府による市民団体との「連帯・協力」の試みに関する部分には信憑性がある。

新聞のハンギョレもコラムの中で、第二の建国運動について、次のように論じている。「ハンナラ党代弁人は『いわゆる改革主体勢力を形成して、支持勢力を拡張しようとするためのもの』と主張した。彼の主張は事実に近いであろう。しかし彼が、この主張で政府を非難しようとしたのであれば、意地を張ったようなものだ。改革主体勢力の形成と支持勢力の拡張は改革の成功のための必要条件であるためだ。」<sup>(74)</sup> ハンナラ党は当時、第二の建国運動を金大中大統領の新党創党と結び付け、その政治的利用の意図を激しく非難していた。ハンギョレのコラムは、第二の建国運動をもって政府の改革に対する支持拡大を図ることは当たり前としている。ただし、ハンナラ党が批判する政権への党派的支持勢力の拡大の是非については曖昧なところもある。

このように第二の建国運動を実態的には官主導で始めた後、改革指向の市民団体を取り込み、官辺団体を動員し全国的に広げることを急いだのには、少数与党政権である金大中政権の不安定さから来る支持基盤拡大への切迫した思いがあったと見ることができよう。

第二の建国運動について、政府による市民団体への接近という観点から論じた次は、市民団体が、どのように反応したのかという観点から検討することにする。第二の建国運動に対する市民団体の対応は、一般的には非協力的であった。そのために「市民運動団体ネットワーク」さえも立ち上げることができず、第二の建国推進委員会が中央政府・地方自治体に、ほぼ画一的に設置されるにとどまった。それゆえに第二の建国

運動が官製国民運動として批判されることに脆弱ではあるが、官民共同による改革構想があまりに唐突、奇異なものであったとするほどに、政府と市民団体の関係は疎遠で敵対的なものではなかった。政府側に錯覚や過信を生むほどであったとまで言えるかは難しいが、とりわけ金大中政権の発足以降、政府と市民団体の関係は比較的順調に進んでいたのである。

既に表 21 で見たように推進委員会の代表共同委員長、顧問、共同委員長には市民団体の活動経歴を有する「元老」的な市民運動家が数名含まれていた。これらは団体としての参加でもなければ、市民運動の第一線で活動する実際の指導者でもない。既に本章の第 1 節では市民運動の経歴を有する者たちの政府組織内への抱き込み (co-optation) について考察したところである。この抱き込みについて、第二の建国運動に関連するところで、次の三点を指摘しておく。

第一に、市民団体の中でも経実連経歴保有者の抱き込みが顕著なことである。推進委員会の上記主要役職でも 3 名が経実連の経歴保有者であり、さらに金大中政権の発足とともに、経実連の役職を経験している全哲煥 (大学教授)、李鎮淳 (大学教授、資料 3 の 59 番)、金成勲 (大学教授、同 15 番) がそれぞれ韓国銀行総裁、韓国開発研究院院長、農林部長官に就任しており、また金泰東 (大学教授、同 70 番) は大統領秘書室の経済首席秘書官 (長官級) に就任している。経実連の幹部たちは、金大中政権によって格別に迎え入れられたと言える。

第二に、市民運動の第一線で活動する指導者については、1998 年 8 月 12 日に大統領所属機関の監査院の韓勝憲院長によって不正防止対策委員会委員に、以下の者たちが委嘱されている。経実連の柳鍾星事務総長、参与連帯の朴元淳事務処長、環境運動連合の崔冽事務総長、さらに経実連及び参与連帯の役職をともに経験している金聖在牧師が任命されている<sup>(75)</sup>。8 月 15 日の光復節での第二の建国運動の発表と、ほぼ時を同じくして経実連、参与連帯、環境運動連合などの有力市民団体の指導者が揃って委員に委嘱されている点が注目される。しかも不正腐敗の剔抉は、第

二の建国運動の「国政運営の6大課題」の一番目である「参与民主主義への大転換」に含まれている改革課題である。市民団体の指導者たちからすれば、委嘱はあくまでも監査院の問題であると区切りをつけることもできようが、政府側としては、この委嘱と第二の建国運動を相互に関連するものとして見ていたとしてもまったく不思議ではない。

第三に、不正防止対策委員会の委員に委嘱された経実連の柳鍾星事務総長（資料3の55番）であるが、金大中大統領との関係での彼の経歴及び人間関係には特殊なものがある。柳鍾星は1970年代、80年代に学生運動で数度投獄された経験を持っており、民主化以降には、金大中の平民党から国会議員となった文東煥議員の補佐官となり、徐京錫牧師とともに経実連創設に参加し経実連の草創期からスタッフとして活動してきた<sup>(76)</sup>。彼の出身は全羅北道井邑であり、金大中の平民党との結びつきも自然なものであろう。柳鍾星の妻、兪承姫もまた市民運動の活動に従事し、金大中政権発足後に与党の新政治国民会議から女性局長に迎え入れられている<sup>(77)</sup>。さらに柳鍾星の実兄の柳鐘根は1995年に全羅北道知事に当選した新政治国民会議の幹部であり、金大中の大統領選挙当選後に設けられ、経済危機後の構造調整に取り組んだ非常経済対策委員会の委員という重職に抜擢されている<sup>(78)</sup>。このように柳鍾星は個人的なレベルのことであるとは言え金大中政権との関係性には深いものがあり、「指導部の政治的偏向性」<sup>(79)</sup>に対する是非が生じたのもやむをえないことであつたと見られる。柳鍾星は彼自身の剽窃事件が発端で1999年7月に辞任しているが、その後任の事務総長である李石淵もまた過去の「経実連の政治的偏向性」<sup>(80)</sup>に否定的に言及しているだけに、新たな方向設定が金大中政権に対する監視を強調するものとなり、2000年の落選運動や盧武鉉政権への対応などでも参与連帯との違いを際立たせることになったと見ることもできよう。

このように金大中政権は市民団体の幹部たちを政府内組織に抱き込む一方で、市民団体を官辺団体とともに国民運動に動員する第二の建国運動を進めようとしたのである<sup>(81)</sup>。もちろんこれまで論じてきたように、

抱き込みが直ちに市民団体の第二の建国運動への支持と協力につながることはなかった。だが市民団体の大部分は金大中政権に「改革の同伴者」（朴元淳参与連帯事務処長）としての意識をもち<sup>(82)</sup>、政府内組織への抱き込みには好意的に対応してきた点を見落としてはならない。

第二の建国運動において、金大中政権と市民団体の相互関係について論じるとき、上記のような市民団体幹部の個人的な抱き込みだけではなく、市民団体に対する政府の財政支援の法制化についても見ておく必要がある。これも抱き込みと同じで、補助金の支給と受給の関係が第二の建国運動への市民団体の参加につながることはなかった。だが金大中政権は、第二の建国運動への参加を図る誘引策として市民団体に対する財政支援制度を導入し、ほとんどの市民団体はこれを歓迎したのである。

1970年代にセマウル運動に対する政府の人的・財政的支援が始まり、その後の権威主義体制のもとでは、政府の統制下にある官辺団体（セマウル運動中央協議会、正しく生きる運動協議会、韓国自由総連盟など）に対する補助金が支給されるにとどまった。政府の統制下にはない民間団体に対しては財政支援はなされなかった。これに加えて、民間団体が寄付金を広く公募することも法によって原則禁止されていた。このような状況が変わり始めるのは、民主化以降の金泳三政権下においてのことである。

寄付金募集の原則禁止については、根拠法である「寄付金品の募集禁止法」（1951年制定）が1995年に「寄付金品の募集規制法」に全文改正され、さらに金大中政権の1999年にも部分改正されているが、政府の許可制であることに変わりはなく、市民団体には寄付金の公募が極めて難しい状況が2005年9月末現在まで続いている。このように実質的な変化のない寄付金公募については、ここではあらためて論じることはしない。

官辺団体だけの政府補助金支給が市民団体にもなされるようになったのは、金泳三政権の1994年からのことである。金泳三政権は上記の寄付金品募集禁止法の全文改正に着手するほか、同年に「民間団体支援に関



する法律案」を作成する一方で、一時的であれ官辺団体設置・運営の根拠法の廃止、補助金支給の中止を検討するなど改革的な政策を打ち出そうとする姿勢を見せていた<sup>(83)</sup>。「民間団体支援に関する法律案」は、補助金支給が政府による市民団体の政治的利用につながることを危惧する市民団体や野党の反対で成立するには至らなかったが、別途、政府の公報処による市民団体への補助金支給が開始されている。市民団体に対する事業費支援は、1994年に13団体に6億7千万ウォン、1996年には35団体に9億9千万ウォンである<sup>(84)</sup>。表22に見られるように、市民団体向けの補助金は主要な三つの官辺団体に対する補助金額に比べれば、規模はかなり限られた水準にとどまっていたと言える。

金大中は、1997年12月の大統領選挙で公約の一つとして、民間団体の事業費支援のための「民間運動支援に関する法律」制定を掲げた<sup>(85)</sup>。当選後の大統領職引継委員会で作成した「国政100大課題」でも、「民間運動の体系的推進」がその一つにあげられている<sup>(86)</sup>。大統領当選直後の時期を経て、8月の光復節に第二の建国運動が宣言されたことで、市民団体に対する財政支援は、第二の建国運動を推進するための手段として位置づけられるようになった。

たとえば、李康來政務首席は、第二の建国運動の「市民運動団体ネットワーク」について問われ、市民団体に対する「強制は決して望ましくない。そのようになれば、過去〔全斗煥軍部政権〕の社会浄化運動のよ

表 22 官辺団体に対する政府の補助金支給額の推移

(単位 億ウォン)

団体名	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年
セマウル運動中央協議会	26.5	17.5	7.34	3.65	3.05
正しく生きる運動協議会	8.5	5.2	1.8	1.8	1.02
韓国自由総連盟	12.7	8.1	3.0	2.85	2.1
計	47.7	30.8	12.14	8.3	6.17

(出典) 行政自治部「2002 民間団体支援事業審査結果発表」、行政自治部のホームページ、<http://mogaha.news.go.kr/>より2003年1月16日取得。

うに転落して運動の実効性が失われる。〔第二の建国運動の〕必要性に共感する団体にインセンティブを与え支援する方案がありえる」と答えている。続けて、どのような団体がネットワークに参加するのかわかれて、彼は「まだ具体的に話す段階ではない。ただセマウル運動組織が第二建国運動の重要な役割をするであろう」と答えている<sup>(87)</sup>。インセンティブとは財政支援のことであり、財政支援を通じて市民団体を第二の建国運動に参加させるようにするが、官辺団体であるセマウル運動にも期待するところが大きいということである。

金泳三政権の時期から政府による民間団体の財政支援をめぐるのは、官辺団体に対する特権的な財政支援を削減、廃止することによって、市民団体に対する財政支援を本格化させることが争点になっていた。金大中政権も、この二つの点を踏まえ法案作成をしている。1998年8月15日に与党の新政治国民会議と行政自治部が確定した「民間運動支援に関する法律案」では、官辺団体も市民団体と共に「民間運動団体」として同等に取り扱うとして財政支援策の画期的な変化を予期させる一方で、従来から問題になっていた官辺団体の特別法（たとえばセマウル運動組織育成法など）についても廃止するものとしている<sup>(88)</sup>。

この法案は2000年1月に「非営利民間団体支援法」として制定された。この法制定を間に挟んで、その前後の期間において、市民団体と官辺団体に対する政府の財政支援は、どのように進んだのか、次の三点に整理しておく。

第一に、1999年の中央政府の財政支援総額は75億ウォンであり、その44%の30億8千万ウォンを官辺団体が占めたが(表22)、市民団体には44億2千万ウォンが配分された。上記したように1996年には市民団体には10億ウォンであるから、それとの比較では大きな額になっている<sup>(89)</sup>。さらに2000年には総額75億ウォンの内、官辺団体は12億ウォンにまで大幅に減らされ、その分、市民団体への補助金が増えている。これには2000年4月に施行された非営利民間団体支援法の制度的な効果もあったであろうが、第二の建国運動が1999年に入り急速に失速し実態

を失っていたことも、2000年の官辺団体への予算配分に影響していたものと考えられる。ただし1999年と2000年の2年間合計では市民団体の中でYMCAが4億ウォンで最高額であるが、セマウル運動中央協議会は25億ウォンであることから<sup>(90)</sup>、公開競争のもとで官辺団体偏重は弱まったとは言え、まだかなりの程度残存していたとも言える。

第二に、1999年から金大中政権が本格的に市民団体に予算配分を始めたが、それは経常費ではなく事業費への補助であり、あらかじめ政府によって支援事業がカテゴリー化されていた。この事業カテゴリーは、たとえば1999年には国民統合、市民参与の拡大、不正腐敗追放、経済再生、新知識人運動など7つに指定されている<sup>(91)</sup>。支給対象団体の選定結果を見るならば、「選定された事業の大部分が第二建国推進委員会の7大集中課題…を中心に配分された」<sup>(92)</sup>という。このような中央政府の審査基準に従って、地方自治体の補助金総額75ウォンも別途配分されるため、総額の150億ウォンの相当部分が第二の建国運動の関連事業に配分されることになるともいう。このような判断は幾分乱暴であるが、金大中政権が取り組む第二の建国運動の「インセンティブ」として民間団体補助金が位置づけられていたことから、そのような配分の傾向は何がしかあったものと見てよからう。

第三に、当初の非営利民間団体支援法案には官辺団体の特別法（セマウル運動組織育成法など）が廃止されるとされていたが、結局廃止されることはなく、2005年9月現在まで特別法は維持されている<sup>(93)</sup>。李康來政務首席の言葉にあるようにセマウル運動組織を重視し、推進委員会の共同委員長の一人であり市民運動の「元老」的存在の姜汶奎をセマウル運動中央協議会の会長に就任してもらい組織改革に取り組ませている以上、政府としても姜汶奎を困惑させることになる特別法の廃止は難しかったものと見られる。

第二の建国運動は1998年8月の光復節に提起されたが、国民運動方式に対する批判やその真意に対する疑惑は大きくなるばかりで、翌年2月には李康來政務首席秘書官が辞任することになり、6月には政務首席室

所属の第二建国秘書官のポストが廃止されてしまった。このように第二の建国運動は事実上、短命に終わった。それまでの短い間に、政府は民間団体に対する補助金支給を、第二の建国運動の誘因策として本格的に稼働させ始めるようになった。市民団体は、第二の建国運動に沿った事業枠の中で政府の補助金を受けることになったが、第二の建国運動を支持し協力するようになったというわけではなかった。官辺団体に対する政府の補助金支給は第二の建国運動の失敗が見え始めると、総額としては急速に減り始めている。結果的には、金大中政権が始めた民間団体の支援制度は、第二の建国運動を推進する政治的意図とは無関係に、現在、制度上の発展を見るようになったと言える。

それでは最後に、第二の建国運動について政界再編のかかわりについて検討することにした。第二の建国運動に対する批判は、官製国民運動ではないかということと政界再編への布石ではないかということであった。後者の政界再編布石論については、当然であるが政府関係者がその旨を率直に語ることは決してありえない。事実確認は難しいが、政治的利用を疑う批判がなぜ起きたのか、現在入手可能な資料をもとに考えられる理由を取り上げて見ることにする<sup>(94)</sup>。ここでは、もう一つ、第二の建国運動から新党創党に至る過程の中で市民団体に対する金大中政権の接近の仕方が、どのように変わったのか、大統領秘書室の人事を手がかりにして見ることにしたい。

金大中政権が発足した1998年2月当時の国会の議席状況は、与党の新政治国民会議78、連立与党の自民連43、野党のハンナラ党161であり、299議席中、二つの与党を合わせても過半数に遠く及ばない状況であった。その結果が過半数を制するハンナラ党による国務総理任命同意案の度重なる国会通過阻止であった。過半数を制し得ない少数与党のもとでの国会運営の不安定さは明らかであった。「与小野大」国会を、どのように変えるのか、これが政権発足後の金大中大統領に突きつけられた政治課題であった。少数政党の国民新党の吸収やハンナラ党の切り崩しによって、9月には新政治国民会議は101議席、自民連は52議席に増やす

こと成功し、連立与党が国会の過半数議席を占めるに至った。これまでは与野党の熾烈な権力闘争が繰り広げられた時期であった。そのような中で、金大中大統領によって第二の建国運動が提唱され推進されたのである。敏感な政治状況であるだけに、総体的改革のための国民運動、改革集団の結集といった言葉を、大統領や政府関係者が語るならば、それは政府に対する支持拡大を目指すものとして、さらには政界再編、新党創党の整地作業として読まれてしまう可能性は十分過ぎるほどにあったと言えよう。

このように政治的環境に第二の建国運動の政界再編布石論が起きる背景があっただけではなく、政界再編布石論につながるような動きが第二の建国運動そのものにあつたことは否めない。以下、三点ほど、その動きを見ることにする。

第一に、金大中大統領が光復節の演説の中で、「亡国的な地域対立」の清算、そのための「政党名簿比例代表制」導入を、第二の建国運動の改革課題の一つとして取り上げたことである。金大中大統領の反地域主義の訴えは、純粹に国民統合を願う言葉にとどまるものではなく、政界再編の名分であり別表現とさえ言えるものであつた。ハンナラ党の切り崩しは慶尚道政党の切り崩しであり、これに対してハンナラ党は嶺南の地域感情を鼓舞することで防御しようとした。地域別の比例代表制とそれと抱き合わせの中選挙区制の導入論も、堅固な金大中支持がある全羅道の特殊性を前提にしたものであり、慶尚道の緩やかな地域的な党派的支持を踏まえハンナラ党を崩すことを狙つたものと見ることが可能である。それだけに選挙制度の改革は与野党間の権力闘争の死活的な局面であり、金大中大統領自身が第二の建国運動の改革課題として高い優先順位を与えることは、第二の建国運動に党派的な意味を読み込ませることを自ら招くことであつたと言える。

第二に、第二の建国推進委員会の組織の大規模化である。中央政府と地方自治体がそれぞれに設立した推進委員会の委員は、地域の有力者、名望家などが網羅されて、全国で1万名を上回る規模となつた。もちろ

ん推進委員会に全国的な指揮命令系統が公式的にあるわけではない。地方自治体の推進委員会は、それぞれに別個のものである。しかし第二の建国運動が国民運動方式をもって一体何をしようとしているのか見えないだけに、巨大化した国民運動に対して誤解も含め様々な見方が生じるのはやむをえない。とりわけハンナラ党にとっては、所属国会議員が次々に引き抜かれる厳しい状況下では、地方レベルに広がる第二の建国運動は彼らの足下の支持基盤に浸透し切り崩す動きと見て反発しよう。

第三に、企画立案に最も深くかかわったのが大統領秘書室の李康來政務首席秘書官であり、彼が動くことが疑念を生じさせる一因でもあった。大統領秘書室の構成や政務首席秘書官の職務は大統領に応じて異なるところもあり一様ではないが、政務首席秘書官は国政全般にわたり政治的判断を必要とするところを自身の役割としている。それには与野党の関係や選挙も含まれているが、金大中大統領は政務首席秘書官に任せるより自分自身のリーダーシップに重きを置いたとされている<sup>(95)</sup>。そうではあっても、政務首席秘書官が国民運動を企画立案することは、第二の建国運動に政治的な色合いを付与させてしまう恐れがある。加えて、李康來自身が、金大中(DJ)に金鐘泌(JP)との大統領選挙での連携、いわゆるDJP連合を直接説得したとされており、金大中はその貢献を評価して政権発足後、国家安全企画部調整室長、政務首席秘書官に抜擢したとされている<sup>(96)</sup>。DJP連合を説いた者はほかにもいるが、李康來もその中の一人であり、それが契機で政務首席に抜擢されていることから、彼の動きは尚更に第二の建国運動と政界再編を結びつける読みを広めることになる。

第二の建国運動と政界再編を直結させることは強引であろうが、政権とその改革政策に対する国民の支持層拡大という点を介することによって、結果的には結びつけることは可能であると考えられる。さらに意図まで踏み込んで判断するには難しい面もあるが、第二の建国運動に深く関与した人たちの意識の中に、第二の建国運動がもたらしうる結果の一つとして政界再編や新党があったことを否定することは難しいであろう。

それでは次に、第二の建国運動から新党創党に至る過程で金大中政権が市民団体に対するアプローチの仕方を、どのように変えてきたのか見ておくことにする。この点は、2000年の落選運動に対する金大中政権の対応につながって行くところでもある。

これまで見てきたように、第二の建国運動は官民共同の国民運動として提唱されたが、実態的には大統領秘書室を始めとする大統領周辺の側近たちの主導によって企画立案が進められ、市民団体と活動家たちは、その作られた枠組みに対する協力と参加を求められたのであった。相互の意思疎通と調整が十分になされない中で、市民運動に携わる者たちからすれば、官製国民運動に動員されるという印象をもっても不思議ではなかった。これでは金大中政権に対して「改革の同伴者」意識を持つ市民運動家にしても腰が引けてしまう。

このような稚拙な手法で第二の建国運動が取り組まれたのには、既に論じたように幾つかの要因が考えられる。決して李康來政務首席だけの問題だけに帰することはできない。しかし李康來政務首席は1999年2月に政務首席を辞任し、党務に戻ることになった（その後、党の公認を得られずも全羅南道で無所属立候補）。政務首席室の第二建国秘書官のポストも同年6月に廃止され、その機能は新設された民情首席室に移管された。このような人事の動きは、第二の建国運動を通じて改革に向け市民運動との連携を図る方法を事実上、断念することでもあった。それとともに、1999年に入り翌年4月の総選挙に一層近づき、新党創党の作業を加速させる時機となっていたことから、市民団体に対する新たな次のアプローチを組み立てなければならなかった。以下、市民団体に接近する理由も含め、どのような大統領秘書室人事を行うことで、金大中政権は市民団体との連携を作ろうとしたのか述べることにする。

直接的な契機は、1999年5月に高級衣装ロビー事件と言われるスキャンダルであった。検察総長夫人に財閥会長夫人が高級ミント・コートを贈り夫に対する捜査に手心を加えてもらおうとする事件であった。犯罪性はないとされても世論は敏感に反応し、金大中政権に対する批判が高

まった。政府が世論の動きに時宜を得た対応をできなかったことから、民心把握のために民情首席秘書官が新設されたのである<sup>(97)</sup>。政権発足とともに大統領秘書室長室内の秘書官に格下げされていた民情機能を、再び首席秘書官として復活させた格好になる。

1999年6月24日に民情首席秘書官として任命されたのが金聖在牧師(韓国神学大教授。資料3の46番)であり、この人事は金大中大統領が改革推進のために市民団体との関係を一層緊密にしようとする意思表示の現れであった<sup>(98)</sup>。金聖在の起用は、同年8月15日の光復節に金大中大統領が演説で明らかにした新党構想の「改革的国民政党」につながるものと見ることが可能である。

金聖在の経歴の特徴は、維新体制の1970年代に民衆神学を唱え民主化運動に関わった聖職者の一人であり、金大中との関係もこの時期にまで遡ること、貧民運動や障害者の福祉活動にもかかわりが深いこと(韓国障害者団体総連盟会長)、さらに経実連と参与連帯にも役職員としてかかわっていることである。

民情首席秘書官の職務は、それまでは民心把握と公職者の不正剔抉(いわゆる「司正」)にあるとされ、検察出身者が起用されることが多かったことからすると<sup>(99)</sup>、司正機能が付与されなかったことと金聖在が任命されたことは異例なことであった。民情首席秘書官新設について金聖在がインタビューを受け、「大統領の判断だ。[6月]19日に金大中大統領と市民社会団体の代表者たちの午餐の席で、代表たちが青瓦台[大統領府の別称]と市民社会団体の間に対話することのできる秘書官のポストを一つ程度のことは話したが、大統領が民情首席をおきましようとした<sup>(100)</sup>と新設の経緯を話している。民情首席の役割としては、公職非理をただす従来の司正機能ではなく、市民団体との意思疎通を図ることが大統領と市民団体の双方から期待されていた。この点にかかわり、民情首席は市民団体の世論通路だけになるのではないかと記者に質問され、金聖在は民情首席の新設は市民団体の要求に応じたものではなく大統領自身の構想であるとし、自身の役割を市民団体に局限されるものではな



いと答えている<sup>(101)</sup>。このような記者の質問も、民情首席秘書官の人選対象の中に、経実連とのかかわりの深い徐京錫、参与連帯事務処長の朴元淳が含まれていたという情報<sup>(102)</sup>もあったことから、ありえるものと言えようか。

市民団体との関係強化に向け、この人事では、金聖在民情首席秘書官の下に民情2秘書官をおき、申弼均(クリスチャン・アカデミー社会教育院院長)を任命しており、民情2秘書官の下の行政官には386世代の学生運動圏出身者を任命する予定とのことである<sup>(103)</sup>。このような市民運動、学生運動の経歴に傾斜した民情首席室の様変わりに加え、確認しておくべき点は、申弼均はスエーデンに留学し社会福祉分野の研究に従事しており<sup>(104)</sup>、上司の民情首席秘書官の金聖在も障害者団体とのかかわりも深く、彼らは社会福祉分野の政策推進に強い関心をもっていたことである。さらに社会福祉分野では、民情首席新設に先立つ3月に、従来は福祉と教育の両部門を担当していた社会福祉首席を、教育文化首席と福祉労働首席の二つに分け、福祉部門が重視される変化が現れていた。

このような大統領秘書室の人事の変化は、民心の収斂という名目のもと市民団体との連携強化を狙ったものであるとともに、福祉分野を改革の具体的成果として示し、2000年総選挙に向け結成する新党の理念として位置づけようとする動きの現れであったとすることができよう。福祉政策では、金泳三政権期から市民団体、とりわけ参与連帯を中心にした市民運動が前世紀的な内容の生活保護制度の一新を求め立法運動を続けてきていた。金大中政権発足以降も運動は続いていたが、生活保護法に代わる国民基礎生活保障法の制定はなかなか実現しないでいたが、1999年6月21日に金大中が同法の制定を約束するに至った。その法制化には、金聖在が大きな貢献をしたとされている<sup>(105)</sup>。

この国民基礎生活保障法は、金大中政権の「生産的福祉」の成果であるとともに政治的な象徴でもある。「生産的福祉」について、金大中大統領は次のように言及している。同年8月の光復節では「新党は、中産層と庶民中心の改革的国民党として登場するでしょう。人権と福祉を重

視する政党になるでしょう。地域構図を打破する政党になるでしょう。…改革的保守勢力と健全な革新勢力まで迎え入れ幅広く堅固な政党を作るでしょう。…中産層育成と庶民生活の向上を目標に人間開発中心の生産的福祉を積極的に繰り広げて行きます。『国民基礎生活保障法』が国会を通過しました。いま最低生計費以下のすべての困難な国民にも生計・教育・医療など基本生活を制度的に保障することができるようになりました。」<sup>(106)</sup> 2000年1月の新千年民主党の創党大会では「新千年民主党は、その理念として民主主義、市場経済、そして生産的福祉を志向する改革政党です。新千年民主党は、この国の唯一、中産層と庶民の利益を代弁する国民政党です。…唯一の改革政党であることを歴史の前に宣言します」<sup>(107)</sup> と金大中大統領は語っている。

金大中大統領が就任後に繰り返し述べてきたのが「民主主義と市場経済の併行発展」である。1998年の第二の建国運動では、これが「国政哲学」として位置づけられ、2000年の新党創党に向けては「民主主義と市場経済、生産的福祉を三位一体で併行発展」(1999年6月)が新たな政治理念として掲げられるようになった<sup>(108)</sup>。第二の建国運動の失敗以降、新たな改革理念を模索した歩みが、この推移に伺える。その模索の中で選択されたのが「生産的福祉」であり、象徴的には国民基礎生活保障法の制定であり、このような改革を市民団体の要望を織り込みながら進めるために大統領秘書室の新たな人事が必要であったとすることができる。このような作業過程を踏まえることによって、新党を「改革的国民政党」として国民に示すことができ、また支持を集めることが可能になるといふ新党構想が浮かび上がってくる。

金聖在民情首席秘書官は、その後、2000年1月12日には大統領秘書室長に次ぐナンバーツーのポストである政策首席秘書官(次官級)に異動した。これに伴い、市民団体の要望を聴取するなど意思疎通を担当していた民情2秘書官は市民社会秘書官に名称を変更して政策企画室に移された。

これまで第二の建国運動を企画立案した李康來政務首席から市民団体

と意思疎通可能な金聖在民情首席に変化した経過を描いてきた。民主化運動や市民運動などに、少なくとも主だった活動歴を見い出せない李康來政務首席から金聖在民情首席への変化は、市民団体を国民運動に動員する方式から政策過程に参加させる方式への転換であり、政策過程への参加は金大中政権発足直後から市民団体幹部や在野人士たちの抱き込み (co-optation) によって本格的に行われてきたものでもあった。したがって大統領秘書室の人事の変化も、そのような抱き込みの進行と重なっている。問題は、このような抱き込みが政策過程への参加として、市民団体の影響力をどれほどに伴ったものであったのかということである。次号では、共同事業の三番目の事例として落選運動を取り扱った後に、社会保障分野の政策過程を考察することにした。

もう一つ最後に指摘しておくべき点は、金聖在民情首席秘書官から「生産的福祉」につながる流れは「改革的国民党」構想の改革の部分に相応するものである。改革の争点、若しくは理念的対立を突出させることで地域対立を乗り越える政治手法もなくはないが、そのような手法のみに頼ることなく地域対立を乗り越え「国民党」を作る方法と道筋もまた必要である。この地域対立を乗り越えなくては、金大中大統領としては単独で国会議席の過半数を占めることは不可能なことである。だからこそ 1999 年から本格化する新党創党作業は「 $2 + \alpha$ 」として、忠清道を代表する自民連の 1 の部分と改革的な専門家集団の  $\alpha$  の二つを取り込むこととされていたのである。自民連との統合は改憲問題の解消のための手法でもあるが、新党を全羅道政党から国民党に広げてゆくためにも望まれるものであった。しかし実際は「 $1 + \alpha$ 」にとどまった<sup>(109)</sup>。まさに「半分の成功」<sup>(110)</sup>にとどまったの 2000 年 1 月の新千年民主党の誕生であり、果たして 4 月の総選挙で過半数議席を制し「国民党」になりえるのか。このような状況のなかで、金大中大統領は総選挙を迎えざるをなかったのである。

注

- (1) 2000年の落選運動を率いた総選市民連帯の執行委員であるとともに市民運動研究者としても有名な曹喜昡(聖公会大学教授)は、落選運動の政治的効果について、次のように論じている。「2000年4・13総選挙当時の落薦・落選運動と関連して当時の野党では癒着説や陰謀論を提起したことがある。これは落薦・落選運動の政治的成果が主に与党に帰することに対する批判を盛り込んだものである。筆者は『巨視的な』側面では執権党の民主党が、落薦・落選運動が標榜する改革性に積極的に応じる対応様式をとることで、少数野党から『過半数に若干及ばない』巨大与党に、つま先立ちすることに大きな貢献をしたと考える。しかし党内の力学関係で見ると、[野党のハンナラ党の]李会昌総裁が最大の受益者であったと考える。李総裁は、落薦・落選運動の改革要求を迂回的に活用して自分の党内の競争者(その後、民国党を結成)を、公薦から排除することで党の掌握力を確固としたものにする事ができた。このことから、外的な監視運動とは、運動の現実的な結果まで責任を負う運動ではなく、その運動に既成政党がどのように対応するのかに応じて、その結果が異なってくる運動であると言える。」条件をつけながらも、落選運動が「巨視的」には金大中の新千年民主党に有利に働いたことを指摘している。落選運動の当事者として、落選運動の政治的効果を、このように論じたものはほかにないのではないか。それだけに曹喜昡の記述は特記に値する。だがその記述は、落選運動が結果として金大中の政党に有利に働いたとしても、それは落選運動の責任ではないとしている点で、もどかしさが残る。民主党やハンナラ党がどのように行動したのかによって有利・不利が決まるのであって、政治的効果や結果までは落選運動が意図したものではないという主張が、すなわち党派性の否定が含意されているように思われる。しかしこの点に限って言えば、民主党に落選運動が及ぼす効果については、ハンナラ党の党内事情に及ぼす効果よりも予見することは難しくはなかったと言える。このように落選運動については、明らかにされるべき点が未だ残されている。曹喜昡の記述は、次の文献から引用した。曹喜昡「市民・社会運動と政治：韓国政治とNGOの政治改革運動」市民社会フォーラム・中央日報市民社会研究所編『参与民主主義の実現のための市民社会と市民運動』ソウル、アルケ、2002年、267～297頁。
- (2) 金道鐘、前掲「第14代総選過程に現れた在野運動圏の選挙戦術及び限界」『選挙と韓国政治』345～371頁。
- (3) 民統連の支持決議は10月13日発表。詳しくは、拙稿「民主主体制定着期の韓国における政治と市民社会(2)」『札幌学院法学』第21巻第1号、2004年9月、39～40頁。
- (4) 民統連の支持表明の意味については、金忠根・李絡淵「両金氏、なぜ単一化できないか」『新東亜』1987年11月号、272～273頁を参考にした。

- (5) 「共同声明書 — 汎国民的単一候補は金大中先生と決定された —」『87年韓国政治事情 声明書集』ソウル、民衆社、1988年、226～227頁。1987年12月11日の声明書。
- (6) 「韓国女性の電話連合」は1998年に改称されたものであり、それ以前は1983年創立時の「女性の電話」が名称である。経実連主導の市民協発足当時における女性の電話の会長は申蕙秀(資料3の80番)であり、彼女の夫は経実連事務総長の徐京錫である。
- (7) 韓国女性団体連合会のホームページ、[http://www.women21.or.kr/news/W\\_Intro/w\\_intro.asp?pcode=02\\_01](http://www.women21.or.kr/news/W_Intro/w_intro.asp?pcode=02_01)より2005年7月15日に取得
- (8) 民主化以降における在野団体の市民団体への転換については、次の文献に依拠している。ユ・パルム「非政府社会運動団体(NGO)の歴史と社会的役割」、前掲『市民社会と市民運動2』187～231頁。
- (9) 同上。
- (10) 林脚敏「集中解剖 在野指導者36人の身上明細」『新東亜』ソウル、東亜日報社、1989年6月号、228頁。
- (11) ここでは取り上げなかったが経実連についても、在野運動圏との「同根性」が指摘されている。「経実連の若い幹事たちを見ると、経実連に入ってきて、昔いたところの進歩運動、労働運動という根に対して相当な同志意識をもっている。しかし実際に最近していることは、それらとはある程度距離がある、言うなれば極めて小市民的な運動の姿を見せてはいないか。その意味で、母体とまで言うのは難しいが、少なくともいくつかの市民団体は在野運動とは近親性があると見る。純粋性を守る側では私生児の近親性があると見るが(笑い)、少し不便な関係もあるが、何と言うか、遠ざけるべきでもなく、近づけるべきでもない関係に似たものがあると見る。これが我が国の市民運動の特殊性であると見る。」「巻頭座談 転換期の韓国社会と市民運動の座標」姜汶奎『市民参与の時代』ソウル、ハンウル、1996年、27頁。これは座談会での経実連共同代表(当時)でありソウル大学教授の權泰垓(資料3の14番)の言葉である。
- (12) 1989年の中間評価政局と野党及び全民連の対応については、拙稿「1990年前後における韓国の民主化について」、前掲『訪韓学術研究者論文集 第1巻』501～548頁を参照のこと。
- (13) 鄭周永の国民党と総選挙での躍進については、拙稿「韓国における民主化と第14代総選挙に関する考察(1)」『人文論究』(函館人文学会)第54号、1992年8月、15～29頁。
- (14) この時期の在野運動圏の政治的関与については、たとえば、次の文献が参考になる。ジョ・ヒョンヨン「在野運動と政党政治の相互連携性」安禧洙編著『韓国政党政治論』ソウル、ナナム、1995年451～480頁。
- (15) 「在野統合'全国連合'出帆」「ハンギョレ」1991年12月1日。韓国の新聞記

- 事データベース KINDS のホームページ、<http://www.kinds.or.kr/>より取得。
- (16) 「分裂した在野ついに一つに復活」「ハンギョレ」1991年12月1日。  
<http://www.kinds.or.kr/>より取得。
- (17) 「展望暗い'民主陣営'連合公薦」「ハンギョレ」1992年1月24日。<http://www.kinds.or.kr/>より取得。
- (18) 落選運動も当選運動も2000年・04年に初めて体験したものではなく、その効果は大きく違うにせよ、1992年総選挙で既に在野団体が経験済みのものであったことに留意してほしい。全国連合の「非合法」な選挙運動については、「来年の総選挙に参与宣言／全国連合」「東亜日報」1991年12月22日。<http://www.kinds.or.kr/>より取得。
- (19) 「全国連合は大会を強行／街頭行進 所々で衝突」「ハンギョレ」1992年2月23日。<http://www.kinds.or.kr/>より取得。
- (20) 総選挙の結果については、『第14代国会議員選挙資料集』ソウル、朝鮮日報社、1992年。
- (21) 「『有権者の冷淡』どのようになるのか」「朝鮮日報」1992年3月13日。
- (22) 「利害相通の『昔の友人の邂逅』／民主－全国連合『大連連帯』の背景」「朝鮮日報」1992年11月26日。<http://www.kinds.or.kr/>より取得。
- (23) 「民主党－在野の連帯公式化」「朝鮮日報」1992年12月3日。<http://www.kinds.or.kr/>より取得。
- (24) 全国連合の指導者の一人である金權泰は「12月の大統領選挙の勝利は絶体絶命の課題だ。現在の勢力関係では、制度圏勢力の主導権を在野は承認する」と述べている。金權泰「在野の反省、在野の選択」『月刊朝鮮』ソウル、朝鮮日報社、1992年11月号、316～323頁。
- (25) 「『14代末に改憲公論化…民意の確認必要』／金大中候補寛勲クラブ一問一答」『朝鮮日報』1992年12月3日。<http://www.kinds.or.kr/>より取得。
- (26) 「『5年内経済8強進入自信』／金大中候補寛勲クラブ討論会一問一答」『東亜日報』1992年12月3日。<http://www.kinds.or.kr/>より取得。
- (27) 「『全国連合公正選挙監視活動は違法』／選管の有権解釈議論となるよう」「ハンギョレ」1992年12月11日。<http://www.kinds.or.kr/>より取得。
- (28) 維新体制期における産業宣教と民主化運動については、拙稿「朴正熙維新体制と労働統制の展開(1)」『北大法学論集』第36巻、第5・6合併号、1985年、261～292頁。
- (29) 徐京錫『夢見る者のみが世の中を変えることができる』ソウル、ウンジン出版、1996年、159頁。以下、特に断らない限り、本文中の引用は徐京錫の著書からのものであり、本文に頁数のみ記しておく。
- (30) 民主化以降、「市民運動」のイメージ普及に貢献したのは経実連である。この経実連を保守的であるとして、1990年後半以降、民衆運動(あるいは在野

運動圏)との連携を唱えつつ「市民運動」の新しい活動を示そうとしたのが参与連帯である。経実連、参与連帯、民衆運動(在野運動圏)の三つの違いについては、拙稿「民主体制定着期の韓国における政治と市民社会(2)」を参照のこと。

- (31) 前掲「巻頭座談 転換期の韓国社会と市民運動の座標」14～15頁。
- (32) 本稿と同様の指摘としては、次のようなものがある。「経実連の研究は、既存の運動との差別化した主張に注目して、以前の民主化運動の流れとは本質的に異なる新社会運動とみなす傾向があった。しかしこの差別化は運動の大衆的活動空間を広げるための戦略的な選択であるだけであり、運動の本質ではない。」キム・グヒョン「韓国における市民運動団体の成長と衰退——経済正義実践市民連合の事例——」1999年、ソウル大学校大学院政治学科博士論文、197頁。
- (33) 徐京錫「主よ、私が『地獄門』を越えます』『新東亜』ソウル、東亜日報社、1995年11月、212～223頁。
- (34) 経実連は規約の20条2項で「政党に加入した者は、この連合の役員になることができず、任期中の役員が政党に加入したときには資格を失う」と定めている。『経実連出帆3周年記念資料』ソウル、1993年、446頁。
- (35) この点も含め徐京錫の政党活動への参加とその帰結については、次の文献が参考になる。キム・グヒョン、前掲論文、106～107頁。
- (36) 徐京錫は公選協の党派的中立性を説く一方で、当時の政治状況の中では公正選挙の主張そのものが金権・官権を有する政府与党よりも野党に有利に働くことを認めている。また地方では公選協の活動が特定候補の支持運動に歪められていた現実も認めている。徐京錫、前掲書、243頁。
- (37) たとえば「改革的国民政党」という言葉は、その後、2000年総選挙に備えるために、新政治国民会議を新千年民主党に衣替えするときに金大中大統領によっても使われている。金大中大統領は新党を「生産的福祉」を理念とする「改革的国民政党」の性格を持つと語っている。また盧武鉉大統領の与党となるウリ党が親千年民主党から分離し誕生するときに、盧武鉉支持の「改革的国民政党」(時事評論家の柳時民が主導)もまた合流している。このように「改革的国民政党」が韓国政治のある種の変化を、それは願望であれ現実であれ、象徴させるものとして繰り返し使われていたことに気づかされる。金大中の「改革的国民政党」への言及については、「光復節 第54周年慶祝辞 希望と繁栄の新千年を開きましょう」(1999年8月15日)『金大中大統領演説文集 第2巻』ソウル、大統領秘書室、2000年、408頁。
- (38) 徐京錫、前掲「主よ、私が『地獄門』を越えます」218～219頁。
- (39) 前掲「巻頭座談 転換期の韓国社会と市民運動の座標」36頁。
- (40) 同上、43頁。

- (41) 再引用になるが、徐京錫は次のようにも言っている。自己合理化の面が感じられるが、徐京錫のような市民運動の指導的人物がこのようなことを述べている以上、やはり市民運動の特性としても捉えてみる必要があるであろう。「市民運動は社会運動として制度政治圏の政党運動とは違わなければならないが、政治的性格を持つ社会運動でなければならないと見る。そして市民が日常的な生活上の問題を解決するために行う脱理念的、脱政治的な市民運動は周辺の市民運動であって、中心的な市民運動にはなりえないと見る。」キム・グヒョン、前掲論文、63頁。
- (42) 「地域割拠構図打破／在野推進の政治実験」 「ハンギョレ」1995年7月6日。 <http://www.kinds.or.kr/>より取得。
- (43) 「政改連の出帆」 「ハンギョレ」1995年10月6日。 <http://www.kinds.or.kr/>より取得。
- (44) とりわけ環境運動連合の事務総長である崔冽は政界進出に意欲的な人物であり、市民運動の「政治勢力化」の話題が出る時、必ずと言ってよほど彼の名前が出てくる。1995年の改革新党結成においても、結局は参加しなかったが彼は意欲的であった。また環境運動連合は現在、地方自治体レベルの首長・議員選挙において、少数ではあるが当選させる実績を有している。
- (45) 新聞記事は、この団体を「産婆役」として描いている。「市民運動の政治勢力化の産婆役／正しい政治の国民運動の展望」 「ハンギョレ」1995年8月2日。 <http://www.kinds.or.kr/>より取得。
- (46) 同上。それだけに政治色が強すぎるとして後日、団体名称が「正しい政治立法請願運動本部」に変更されている。組織内部には異論や慎重論があるということであろう。「市民運動圏を揺るがす政治勢力化論争」 「ハンギョレ」1995年9月25日。 <http://www.kinds.or.kr/>より取得。
- (47) 「民主・改革新党の統合宣言 党名の略称は民主党に」 「東亜日報」1995年12月5日。 <http://www.kinds.or.kr/>より取得。
- (48) 1995年に政界復帰した金大中のもとに走らなかつた民主党の、その中でも新党を唱え、党の李基澤顧問を批判・牽制した改革派グループのメンバーは、苦楽を共にし、いまの盧武鉉政権のもとでは権力の枢要な位置にある。「[政治ブームイン] 国民統合推進会議、盧政府『中枢』に」 「東亜日報」2005年4月25日。 <http://www.kinds.or.kr/>より取得。
- (49) 2000年総選挙で盧武鉉が落薦した後に結成されたノサモ（盧武鉉を愛する人たちの会）は、その発足当初、規約に当たる「ノサモの約束」第1号で「私は盧武鉉とともに我が国の歪曲した地域感情の克服とともに参加する」としているように、その結集の主たる動機は反地域主義ナショナリズムに基づく政治改革への切望であった。2000年総選挙では盧武鉉は、金大中大統領の新党、新千年民主党の候補者として金大中の地盤である全羅道と対立する慶尚道の釜



- 山(彼の地元)で立候補して落選した。そのことが彼を、地域対立を克服できる指導者として注目させる大事なきっかけとなった。詳しくは、ノ・ヘギョン他『愉快的政治反乱、ノサモ』ソウル、図書出版ケマコウォン、2002年。
- (50) 経実連の幹部出身は24名、さらに民主弁護士の会に属する者は洪性宇を含め30数名に及ぶが、当選したのは金大中の新政治国民会議から立候補した1名であったとする新聞記事もある。経実連出身の24名を含め経歴を網羅的に確認する資料がなく、今後の資料収集の課題にしたい。「市民運動圏 総選挙の傷」 「ハンギョレ」1996年4月14日。http://www.kinds.or.kr/より取得。
- (51) 「徐京錫、再び運動家に」 「ハンギョレ」1996年7月11日。http://www.kinds.or.kr/より取得。
- (52) 「緊急特集 揺れる政治の場」 『新東亜』2003年10月号。東亜日報のホームページ、http://shindonga.donga.com/より取得。
- (53) 曹喜昞、前掲「市民・社会運動と政治：韓国政治とNGOの政治改革運動」282～283頁。
- (54) 「第2建国委4年6ヶ月目に解体」 「朝鮮日報」2003年4月30日。http://www.kinds.or.kr/より取得。
- (55) 「第2の建国に共に参加しましょう」(1998年8月15日) 『金大中大統領演説文集 第2巻』ソウル、大統領秘書室、1999年、427頁。本稿の資料11として全文翻訳して収録している。
- (56) 「新政府の改革理念『第二の建国』／金大統領8・15に発表」 「ハンギョレ」1998年7月18日。http://www.kinds.or.kr/より取得。
- (57) 「国難克服と再跳躍の時代を開きましょう」(1998年2月25日。第15代大統領就任辞) 『金大中大統領演説文集 第2巻』ソウル、大統領秘書室、1999年、59～66頁。
- (58) 「細部の推進状況／引継委選定の次期政府100大政課題」 「東亜日報」1998年2月13日。http://www.donga.com/より取得。
- (59) ソン・ハンヨン 『DJはなぜ地域葛藤解消に失敗したのか』ソウル、図書出版チュウンシム、2001年、90頁。著者はハンギョレ新聞社の記者である。
- (60) 「民間一党—大統領直属三つの翼で—輪郭現れた‘第二建国’推進機構」 「ハンギョレ」1998年8月17日。http://www.kinds.or.kr/より取得。
- (61) 「第二建国推進委員会常任委員会・企画団が核心」 「朝鮮日報」1998年12月7日。http://www.kinds.or.kr/より取得。
- (62) 「民—官の合作 国民運動展開するよう」 「朝鮮日報」1998年9月21日。http://www.kinds.or.kr/より取得。
- (63) 「第二建国運動、明らかにされた誕生の秘密」 『時事ジャーナル』ソウル、477号、1998年12月17日、32～34頁。
- (64) 「生煮えの第二建国運動体／市民団体一緒にすることでしむ」 「ハンギョ

- レ」1998年8月20日。<http://www.kinds.or.kr/>より取得。
- (65) 官主導批判への対応として、金大統領は企画団団長に「重量級の改革人士」とされる金祥根牧師を委嘱するようになった。「建国委『官辺色』抜けるのか／核心幹部民間出身で充員」『ハンギョレ』1999年3月20日。<http://www.kinds.or.kr/>より取得。金祥根は1998年12月に結成された民主改革国民連合の常任代表である(資料5の21番)。民主改革国民連合は民主化運動に参加し、かつ金大中の(批判的)支持派とされる人たちを中心とする団体であり、2000年創党の新千年民主党の人材プールとみなされた団体である。この団体も「民間団体」として政府の財政支援を受けており、第二の建国運動への協力は否定的ではなかったが、2000年の落選運動には金大中色の強い団体として当然であるが関与することはなかった(落選運動との関連については関係者より確認)。
- (66) 「第二の建国 国民大討論会中継」『ソウル新聞』1998年12月8日。<http://www.kinds.or.kr/>より取得。
- (67) 『『第二建国』青瓦台政務首席室の関与論難』『ハンギョレ』1998年12月8日。<http://www.kinds.or.kr/>より取得。
- (68) 前掲「第二建国運動、明らかにされた誕生の秘密」32～34頁。
- (69) 確かに役職上、崔章集は第二の建国運動の立案に関与しているが、韓相震ほどに積極的な関与であったかどうかは疑わしい。前掲「第二建国運動、明らかにされた誕生の秘密」32～34頁。
- (70) 権榮基「韓国の理論家たち対称インタビュー『金大中理論家たち』の改革哲学」『月刊朝鮮』1998年10月号、80～89頁。
- (71) このような本稿の見方は、曹喜暎の見方と異なる。曹喜暎は、第二の建国運動を進めるに当たり金大中大統領は保守勢力、既得権勢力の反発に対する配慮や憂慮を優先させてしまったことから第二の建国運動が曖昧で不透明なものになったとしている。要するに反改革勢力への防御に神経を使いすぎたということである。本稿では、むしろこのような曖昧さは市民団体・在野運動圏を超えて支持基盤の拡大を図ろうとしていたことからくるものではないか、つまりより金大中大統領の攻勢的な姿勢から来たものではないかと見ている。曹喜暎による第二の建国運動に関する研究は、第二の建国運動に関する研究がほとんどないだけに貴重なものである。前掲『『第二の建国』と市民社会、そして社会運動』『金大中政府の政治「改革」、その批判と代案を求めて』36～57頁。日本人の既存研究の中で、市民運動の文脈の中で第二の建国運動に言及したのは、磯崎典代「体制変動と市民社会のネットワーク」辻中豊・廉載鎬編著『現代韓国の市民社会・利益団体』木鐸社、2004年、66～69頁。
- (72) 「第二建国国民運動－特別対談」『大韓毎日』1998年9月21日。<http://www.kinds.or.kr/>より取得。
- (73) 崔章集、前掲『民主化以後の民主主義 韓国民主主義の保守的起源と危機』

194 頁。

- (74) 「改革の同伴者／ソン・ハンピョ 常務理事 (朝の日差し)」「ハンギョレ」1998 年 8 月 22 日。http://www.kinds.or.kr/より取得。
- (75) 「改革性向の在野人士、大挙委嘱／4 期不正防止対策委員会の出帆」「ソウル新聞」1998 年 8 月 13 日。http://www.kinds.or.kr/より取得。ちなみに監査院院長の韓勝憲は 1970 年代の民主化運動に、また 1980 年の金大中内乱陰謀事件にかかわっており、金大中とは同志的な関係にある。資料 3 の 13 番、参照。
- (76) 柳鍾星の経歴については、朝鮮日報の人物情報データベースのほか、前掲『DJ 時代パワーエリート』554 頁。
- (77) 兪承姫の経歴については、朝鮮日報の人物情報データベースのほか、『17 代国会議員人物辞典』ソウル、東亜日報社、2004 年、300 頁。
- (78) 柳鐘根の経歴については、朝鮮日報の人物情報データベースのほか、前掲『DJ 時代パワーエリート』473 頁。
- (79) 経実連のスタッフが、柳鍾星事務総長の金大中政権との政治的つながりから生じる「政治的偏向性」に対して不満を吐露している。「NGO／市民団体 問題点と改善方向」「東亜日報」1999 年 3 月 16 日。http://www.kinds.or.kr/より取得。
- (80) 李石淵『憲法の灯台守 李石淵弁護士の生と哲学の話』ソウル、形成出版社、2001 年、390 頁。李石淵は憲法裁判所職員の出身であり、その後、盧武鉉政権の首都移転について憲法裁判所で違憲判決を勝ち取っている。経実連も李石淵も、参与連帯とは盧武鉉政権をはさんで立場が正反対になっている。
- (81) 第二の建国運動を中心的に担っていたのは李康來政務首席であるが、1998 年 9 月に政務首席室に第二建国秘書官が新設され、新政治国民会議の柳鍾泌副代弁人が任命されている。柳鍾泌の本籍は全羅南道高興であり、経実連の柳鍾星の本籍も同じであり、年齢も 1 歳違いのためなのか、行列字は「鐘」で同じである。これらのことから、本質を同じくする柳氏の親族であることは間違いない。このようなところにまで政治的な配慮が行き届いていたということになるだろう。
- (82) 拙稿「民主体制制定着期の韓国における政治と市民社会(2)」32～34 頁。
- (83) 「社説 民間団体支援の原則」「京郷新聞」1994 年 12 月 3 日。http://www.kinds.or.kr/より取得。
- (84) ユ・ピョンナム「政府予算と市民団体」、キム・インヨン他編『市民運動を眺める』ソウル、ブック 21、2001 年、178～204 頁。
- (85) ユ・パルム、前掲「非政府社会運動団体 (NGO) の歴史と社会的役割 社会運動と政府との関係を中心に」216 頁。
- (86) 前掲「細部の推進状況／引継委選定の次期政府 100 大政課題」「東亜日報」1998 年 2 月 13 日。http://www.kinds.or.kr/より取得。

- (87) 『『改革共感の団体にインセンティブ』/李康來政務の一問一答』「文化日報」1998年8月15日。http://www.kinds.or.kr/より取得。曹喜昞は、金大中政権の民間団体支援法について、第二の建国運動のための制度的装置との批判が可能であると論じている。曹喜昞、前掲『『第二の建国』と市民社会、そして社会運動』52頁。
- (88) 「市民運動活性化 国民力量を集める/『民間運動支援法』意味—主要内容」「文化日報」1998年8月15日。http://www.kinds.or.kr/より取得。
- (89) ユ・ビョンナム、前掲「政府予算と市民団体」、186頁。
- (90) 「民間団体補助金2年間で150億ウォン」『ソウル新聞』2000年11月2日。http://www.kinds.or.kr/より取得。
- (91) 「『NGO補助金』も競争体制」『ハンギョレ』1999年3月20日。http://www.kinds.or.kr/より取得。
- (92) 「第二建国推進委員会数百ウォン支援」『ハンギョレ』1999年5月22日。http://www.kinds.or.kr/より取得。
- (93) 2005年9月の定期国会に、与党のウリ党は、寄付金品規制募集法における許可制を登録制に変更する修正案、民間公益団体の法人格取得を許可制から認可制にする民間運動公益活動促進法案、さらに官辺団体の特別法の廃止案を提出する予定である。2006年には地方選挙もあり、野党のハンナラ党は反発しているという。「与党、市民団体支援は選挙用?」『世界日報』2005年8月3日。http://www.kinds.or.kr/より取得。
- (94) 金大中政権発足後の政界再編については、次の文献が論じており参考している。小此木政夫「金大中政権の内外政策」、小此木政夫他『民主化以降の韓国』日本国際問題研究所、1999年3月、1～11頁。また倉田秀也「金大中政権の共同政府運営—内閣制改憲論と『政界再編論』の交錯—」同上、12～25頁。倉田は、第二の建国を、政界再編と無関係であるとは考えにくいとしている。倉田論文は、日本人の研究の中で、政界再編の文脈で第二の建国運動に注目した唯一の既存研究である。
- (95) 政務首席秘書官の役割については、崔進『大統領のリーダーシップ』ソウル、ナナム出版、2003年、243～245頁。
- (96) ソン・ハンヨン、前掲書、29頁。
- (97) 同上、112～115頁。
- (98) 「青瓦台民情首席新設の意味/世論収斂システムの強化」『ハンギョレ』1999年6月22日。http://www.kinds.or.kr/より取得。
- (99) 民情首席秘書官の役割については、崔進、前掲書、245～247頁。
- (100) 「民心の隅々まで見て手加減することなく直言する/金聖在民情首席一問一答」『朝鮮日報』1999年6月29日。http://www.kinds.or.kr/より取得。
- (101) 「金聖在民情首席記者懇談」『ソウル新聞』1999年6月29日。http://

www.kinds.or.kr/より取得。

- (102) 「民情首席候補3名‘浮上’」 「文化日報」1999年6月23日。http://www.kinds.or.kr/より取得。
- (103) 「青瓦台民情首席室 進歩-在野出身‘補強’」 「朝鮮日報」1999年7月5日。http://www.kinds.or.kr/より取得。
- (104) 申弼均の経歴については、朝鮮日報の人物情報データベースを参照。
- (105) 金聖在の貢献は、民情首席秘書官就任後のことと見られる。国民基礎生活保障法の制定過程の詳細については、ムン・ジンヨン「国民基礎生活保障法生活保障法の制定過程」『韓国社会福祉年鑑 2000』ソウル、裕豊出版社、2000年、17～37頁。
- (106) 「光復節 第54周年慶祝辞 希望と繁栄の新千年を開きましょう」(1999年8月15日)『金大中大統領演説文集 第2巻』408～411頁。
- (107) 「新千年民主党創党大会謝辞 新千年に責任を負う国民の政党」(2000年1月20日) 同上、744頁。
- (108) 「第44回顕忠日記念追悼辞 護国英靈の加護で第二の建国実現」(1999年6月6日) 同上、343頁。
- (109) たとえば、次のような記事が参考になる。「与野党火がついた引き入れ競争/‘2+ $\alpha$ ’から‘ $\alpha+2$ ’に」 「ハンギョレ」1990年7月24日。http://www.kinds.or.kr/より取得。
- (110) ソン・ハンヨン、前掲書、130頁。

## 資料11 金大中大統領の1998年光復節慶祝辞

### 「第2の建国に共に参加しましょう」

親愛なる国民皆さん！

今日は、光復53周年の記念日であるとともに大韓民国政府樹立50周年を迎える歴史的な日です。私はこの席をお借りして、国民の皆様から尊敬と愛の挨拶を致します。あわせて北韓同胞と海外同胞にも暖かく安否を気遣う言葉を差し上げようと思います。

この意義深い日を慶祝し、私は国民の皆様と共に新たな決意と覚悟を固めようと思います。それは、国家の進む方向を新たに定立し、国の紀綱を正しくし、民族の再跳躍を成し遂げるため、国民すべてが共に参加する「第2の建国」を提唱することです。

大韓民国建国の50年史は、私たちに栄光と汚辱がともにあった波乱の時期でした。国土分断と同族の争い、そして数十年間の軍事独裁による苦難と逆境も乗り越え、私たちは世界11位の経済大国を、この土地に建設しました。それだけではなく私たちは50年目に成し遂げた与野党間の平和的政権交代を通じて「国民の政府」を樹立しました。世界のすべての民主市民がこれを高く評価しました。

しかし国民の政府は、国民とともに政権交代の喜びを分かち合う暇がありませんでした。私は当選者になると直ちに、6・25 [朝鮮戦争のこと。訳者注] 以後、最大の国難を克服しなければならない重い責務を背負わなければならなかったためです。これまでの6ヶ月は長きにわたり累積した病弊を清算し、誤った慣行を変えるのには短い期間でした。本格的な改革は、いま始まるのです。私たちが進む道は過酷であり苦難の道ですが、勇気ある国民には機会と可能性をもたらしてくれるものと確信しております。

私は今日、政府樹立50周年を迎え、国民の政府が「第2の建国」を通じて追求する哲学と原理、そして総体的改革の未来像を、国民の皆さんにお話することになりましたことを喜ばしく思います。

昨年12月大統領に当選して以来、私は少しも休む暇もなく国家危機の克服のため渾身の努力を尽くしてきました。国民の皆様の声援と協力のおかげで、通貨危機が一旦は收拾しました。相当に多くの外貨保有高とともに為替レートと金利も下向安定しています。物価もある程度、安定した趨勢を維持しています。経常収支の黒字は大きく伸び、外国人の投資環境も画期的に改善されています。

労使間の大妥協のために、労使政協議機構が創設され着実に運営されています。金融・企業・労働、そして公共部門の4大構造調整が強度をもって進行中です。また対ASEM (アジア・ヨーロッパ頂上会議) 外交と対米外交でも期待以上の成果をあげていると思います。これらすべてが国民の皆さんの声援のおかげです。深く感謝を申し上げます。

しかし国難を克服して民主主義と市場経済の完成に向け進む道は、い

まだ遠く、また險難です。過去の遺産が継続的に私たちの足かせになっています。それまで権力を握った人々は政経癒着と官治金融、そして不正と腐敗をこととしてきました。その結果、経済を含めた私たちの社会すべての部門は総体的に不実なものとなり、国際経済力は脆弱になりました。通貨危機は必然的な人災でした。この原因は必ず究明され、将来の教訓にしなければならないです。

私たちは「第2の建国」を推進しなければならない様々な必要性を持っています。私たちは政治・経済・社会すべての分野で放漫な体を引き締め、バブルを取り除き、効率を高める構造調整の作業に拍車をかけなければならないのです。もちろんこれは高度経済成長に慣れてしまった私たちには耐え難い試練であることには間違いありません。

残念なことではありますが、現在の苦痛を避ける道が別にあるわけではありません。ただ国民と政府が一つになって苦難の現実を直視し克服することで、一日も早く、この試練のトンネルから抜け出る道しか残されていません。もはや今日の低効率の体制では国際競争に生き残ることはできません。国家の生産性と競争力を高めるための構造改革が不可避です。長い間、官治経済に抑えられてきた未完の市場経済を「第2の建国」を通じ、競争力ある体制へと完成させなければならないのです。

さて、私たちは知的に高級能力を持った人的資源を大規模に育成しなければならないです。私たちの未来は、国民個々人の創造的な実践能力を培養することにかかっているからです。教育革命・情報革命・先端技術革命・ベンチャー企業革命、そして文化産業を率いて行く人材養成が私たちの国運を左右するでしょう。幸いにも国民皆が国難克服に共に参加する態勢を備えています。果敢な改革と新たな出発を渴望しています。

大統領である私に強力なリーダーシップで改革を率いて行けと要求しています。国民の政府と与党に改革の先鋒となることを求めています。野党に対しても、この苦難の期間だけでも政争を中断して、政府の努力を支援してくれることを要求しています。

親愛なる国民皆さん！

私は政府樹立 50 周年を迎えて漢江の奇跡を成し遂げた国民の底力を再び集め、「第 2 の建国」を始めろという国民皆さんの声を聞いています。私は喜んで私の身命をすべて捧げ、皆さんが命令したことを成就しようと思います。

「第 2 の建国」は、私たちが歴史の主人として国難に処した国を救い、その運命を新たに開拓しようとする時代的決断であるとともに選択でもあります。また「第 2 の建国」は、産業化と民主化の底力を基に民主主義と市場経済を完成するための国政の総体的な改革とともに国民的運動を指し示しています。

「第 2 の建国」に進む道は、大韓民国の法統を忠実に継承しながらも、歴代の権威主義的な統治方式とは明らかに異ならなければなりません。国民の政府がずっと標榜してきた新たな国政哲学である民主主義と市場経済の併行発展に進むことだけが、私たちが今から追求しなければならない国政の方向なのです。国民の政府はこのような国政哲学を基礎にして、その実践原理として自由と正義、そして効率を重視します。

私たちは今日、意義深い大韓民国政府樹立 50 周年を迎え、「第 2 の建国」に向けた壮途の第一歩を始めます。「第 2 の建国運動」は、政府が上から一方的に率いて行くものではなく、国民が生活の現場で知恵を集めて、進めることができなければならないです。それでこそ成功することもできます。国民の皆さんが生活の中で主人として競争力を世界最高の水準に高めることが「第 2 の建国」でなくて何でしょうか。私たちが皆一緒に明日の勝利を期する「第 2 の建国運動」の隊列に共に参加しましょう。

尊敬し愛する国民皆さん！

国民の政府は「第 2 の建国」を計画して推進しようと、次のような国政運営の 6 大課題を提示します。

一番目は、権威主義から参与民主主義への大転換を成し遂げ、国民と政府の間に双方向の政治を作ります。過度な中央集中の弊害を抉り出し、行政・財政・教育・治安などすべての分野で地方政府の権限と責任を果



敢に拡大するでしょう。地方警察制度も実現します。何よりも国民の政府は、国民の国政に対する参与意識を消沈させる不正腐敗を徹底して剔抉するという、固い意志を闡明します。特に、すべての国民が喜ばしい気持ちで国政に参加することができるよう、亡国的な地域対立を必ず清算するでしょう。このために人事と地域発展の公正な処理が徹底して履行されるでしょう。

私は大統領としてすべての地域の、すべての国民を尊敬し愛します。私は4500万国民の大統領であるとともに7000万民族のための大統領になるでしょう。私に地域の差別は決してありえないことを、国民の皆さんに固く誓うところです。

さらにすべての政党が全国的に等しく国政に参加することができるようにするため、政党名簿式比例代表制を導入します。低効率・高費用の国会制度も大きく改革しなければなりません。人事聴聞会制度も公約した通り実施します。各自治団体別に重要な問題に対する住民投票制の導入も推進します。言論もみずからの努力と国民の世論に従って、改革を断行しなければならないであろうと信じます。

21世紀は参与政治の時代です。国民がすべての国政分野に参加することができる機会が最大限保障されなければならないです。これが「第2の建国」の政治的基本目標です。

二番目は、官治から経済を解放させ市場経済の自律性を高める構造改革に全力を尽くします。不必要な政府規制を果敢に減らし、企業・金融・労働・公共分野の4大分野の構造調整を迅速に効率的にやり抜くことです。今後は企業を成功的に運営し黒字を出して、世界との競争で勝利し、外貨を多く稼ぐ企業だけが愛国的企業人として尊敬を受け発展できるようにするでしょう。

もう一方では、輸出を伸ばし外国人の投資を積極的に誘致しようと思えます。そのために輸出金融を果敢に支援し、外国人の投資促進法を年内に立法します。「第2の建国」のもとでは何よりも情報と先端技術中心の知識基盤産業国家を建設することに心血を注ぐでしょう。有名な中小

企業とベンチャー企業を戦略産業として育成します。また農漁民の生産物がそれ相応の価格で売れるように物流体制を変えるため、農業政策を画期的に転換します。

このように官治経済の弊習を一掃し、すべての経済活動が市場経済の原理に従ってなされるよう与件を整えることが、「第2の建国」が指向する経済的目標であることを改めてもう一度強調しようと思います。

三番目は、独善的な民族主義のような閉鎖的な思考から抜け出て、普遍的な世界主義に進む新たな価値観を持たなければならないです。すでにWTO体制は、今後数年内に経済的国境をなくすでしょう。今は世界と共に競争し協力する中で共に生存し、一緒に反映して行かなければなりません。ところで世界にはいまだに、わが韓国を「接近し難い国」としてと考える人たちが多いためです。これではだめです。世界を友達と見て、わが国のイメージを積極的に改善することに力を注がなければなりません。素晴らしいイメージこそ輸出と観光、そして投資誘致のための必須条件です。私は世界主義時代に適用することができるよう国際交流を促進し、人材の養成にも積極的に力を注ぐでしょう。開かれた心で世界を受け入れ、世界に進んで行く世界主義こそ、「第2の建国」のもとで、わが民族が進んで行く道であります。

四番目に、物質主義の工業国家を、創造的知識と情報中心の知識基盤国家に変えなければなりません。民族の運命を左右する情報と科学技術の水準を画期的に向上させなければなりません。そのために国民の政府は、教育立国の理想のもと今日の消耗的な教育を創意的な教育に変えることでは先頭に立つでしょう。

何よりも知・徳・体の三位一体の全人教育を実施しなければなりません。入試地獄がない大学入試制度を実現し、学父母の課外負担を大幅に減らします。実力ある学生だけを卒業させ、学閥主義も打破するでしょう。そして教職者の水準を画期的に向上させる措置を推進します。学校に行くことが楽しくなる教育を実現することで、子供と青少年が未来に対する夢と希望を思う存分に膨らますことができるようにするでしょう。

う。このような教育改革のための総合的な実践方案を、いま活動を始めたところの新教育共同体委員会が作成し推進するでしょう。

五番目に、労使間の対立と葛藤の時代に終止符を打ち、和合と協力の時代に向けた新労使文化を創出する歴史的な大転換を成し遂げなければなりません。苦痛と成果の公正な分担に基づいた信頼は「第2の建国」の基礎です。特に私は従業員持株制と社会保障制度の強化などで経済成長の成果を公平に分け合います。

世界の趨勢に従い私たちも労使双方に和解と協力の関係を成し遂げることこそ、国際的無限競争の中で一緒に生きて行く道であるということ肝に銘じなければなりません。このような新労使文化創出の使命をもって、労使政委員会が誕生しました。公正な与件の中で互いに信頼と譲歩をもって、労使間に大妥協を成し遂げなければなりません。少なくとも1999年末までには、争議のない労使協力体制を成就させることができるようになることを期待してやまないです。

これとともに政府は今、10兆ウォンに達する巨額を投入し失業対策に全力を傾けています。来年も、さらに強化して行きます。今後はすべての勤労者は、例外なく雇用保険の恵沢を受けるようになります。日雇い勤労者にも公共就労事業、又は生計費補助金を支給します。

私はこの席を借りて、国民の皆さんに確実に約束します。今後は、すべての失業者に対して食べるものと着るもの、そして医療恵沢と初等・中等学校教育費に対する最小限の補償を必ず実現し、職業を持つことのできない国民の暮らしを守ることに全力を尽くします。このような努力こそが「第2の建国」が追求する新労使文化創造のための支えとなるでしょう。

六番目に、過去50年間の韓半島を支配してきた南北対決主義を乗り越え、確固とした安保基盤の上に南北間の交流・協力の時代を開いてゆこうと思います。「第2の建国」の旗幟のもと国民の政府は南北間の長きにわたる不信を解消し、政経分離の原則に従って南北間の経済的交流と協力を増進しようと思います。あわせて南北間に文化・宗教など様々な分

野の交流も促進するでしょう。

もう一方では、すでに明らかにした対北政策の3大原則、すなわち「北のいかなる武力挑発も許さない。北韓に対する吸収統一を願わない。南北は相互交流・協力を実現する」という立場を一貫して堅持するでしょう。これを通じて私たちは韓半島から戦争の脅威をなくして、平和統一の基盤を積み重ねてゆくでしょう。

私は今日の8・15光復節を迎え、北韓の当局に話すことがあります。現在の冷厳な国際現実の中で、わが民族が生き残ろうとするならば、何よりも韓半島に和解と交流・協力の新たな章を開かなければなりません。私たちはすでに締結された南北基本合意書の枠の中で互いに利益となる共存共栄の関係を、何ほどかでも実現することができる。

国民の政府は南北基本合意書の精神に立脚し、北韓の安定と発展を支援する用意があります。私たちは金剛山開発と農業開発を含むすべての経済協力を支援し勸奨します。特別に強調しておくことは、すべての人道的精神と同胞愛をもって離散家族の再会のための措置とらなければならないことです。そのようにして、血肉に対する懐かしさの中で苦しんでいる彼らの苦痛を和らげて差しあげます。

このように南北間には互いに協議して論議することがあまりにも多いのです。すでに南北間の合意で構成されている分野別共同委員会を一日も早く稼働させなければなりません。共同委員会の正常運営に先立ち私たちは長官・次官級を代表とする南北常設対話機構を創設して、誠実な対話の場をもつことを提案します。私は北韓が願うのであれば、このすべての問題を協議するために大統領特使を平壤に送る用意があります。

親愛なる国民皆さん！

国民の政府は、民主主義と市場経済という自由・正義・効率の3大原理のもと参与民主主義と市場経済の完成、世界主義と知識基盤国家の実現、新労使文化の創造と南北間の交流・協力促進など、先ほど申し上げた6大政課題の実践を「第2の建国」の進む道として見なそうと思えます。このための総合的な政策とプログラムの開発、そしてその実践の

ため、「第2の建国」の国民運動が国民的参与の中で成し遂げられることを望んでやみません。

「第2の建国」の旗幟のもと、世界の中の先進韓国を建設する過程には多くの知識人と専門家、そして目覚めた国民の参与が望まれます。国民の皆さん、これに積極的に共に参加して国難を打開して、再び立ち上がる民族の明日を力強く開いて行きましょう。

尊敬し愛する国民皆さん！

いま私たちは「第2の建国」のための力強い出発を始めましょう。苦労も共にし、喜びも共にする「第2の建国」を成し遂げましょう。私は国民の皆さんのそばで、自由と正義のために生きてまいりました。そのために何もかも言い尽くせない苦難の歳月を40年越えて耐えてきました。私は必ず国民の皆さんの期待にこたえることを固く誓います。

数多くの試練と苦痛の中でも、産業化と民主化の偉業を成し遂げた私たち国民の底力を私は固く信じています。21世紀が知識と文化の時代と言うのであれば、祖先から並外れた教育熱と悠久の文化遺産を受け継いだわが民族こそが、21世紀のために準備された民族であると私は信じています。

私は一時の人気よりも後世の評価をさらに大切なものだと考え、21世紀に向けた「第2の建国」に渾身の努力を傾注するでしょう。そうして国民の皆さんと共に1998年は全面的な改革に総力を尽くし、1999年末までにはIMF管理体制を終結することができるようにします。そして2000年からはわが韓国が世界の一流国家の隊列に参加する、民族の再跳躍を必ず実現します。

国民の皆さん、希望と勇気を持ちましょう。私たちはやり抜くことができます。祖国の光復と民主大韓の守護のため、そしてこの地に民主主義を実現するために身体を捧げ戦い、先に亡くなられた愛国英霊が私たちを守ってくれるでしょう。

私たちすべての手を取り合い一つになり「第2の建国」に向けて力強く進んで行きましょう。この時代の栄光ある主人となりましょう。子孫

たちに誇りある未来を譲り渡しましょう。

(出典) 原文は、『金大中大統領演説文集 第1巻』ソウル、大統領秘書室、1999年、425～433頁。